

第 191 回

定時株主総会 招集ご通知

平成24年4月1日～平成25年3月31日

日時

平成25年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所

東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール
（末尾の「株主総会会場略図」をご参照ください。）

議決権行使期限

株主総会当日にご出席おさしつかえの場合は、
郵送またはインターネットにより、
平成25年6月24日（月曜日）午後5時までに議決
権を行使くださいますようお願い申し上げます。

Contents

| | |
|---|----|
| ■ 第191回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| （添付書類） | |
| ■ 事業報告 | 3 |
| ■ 連結計算書類等 | 29 |
| ■ 監査報告書 | 35 |
| ■ 株主総会参考書類 | 39 |
| 第1号議案 剰余金の配当の件 | |
| 第2号議案 取締役11名選任の件 | |
| 第3号議案 監査役1名選任の件 | |
| 第4号議案 当社株式の大規模買付行為への 対応策（買収防衛策）の更新の件 | |

古河電気工業株式会社

証券コード：5801

株主各位

(証券コード 5801)

平成25年6月3日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

古河電気工業株式会社

取締役社長 柴田 光義

第191回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第191回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権の行使】

後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、インターネットウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール
(末尾の「株主総会会場略図」をご参照ください。)

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

| | | |
|------|-------|---|
| 報告事項 | 第1号 | 第191期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件 |
| | 第2号 | 第191期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| | 第2号議案 | 取締役11名選任の件 |
| | 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| | 第4号議案 | 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 本総会当日ご出席おさしつかえの場合は、同封の議決権行使書用紙またはインターネットによりまして、議決権を行使いただくことができます。インターネットによる議決権行使につきましては、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。
- (2) 上記(1)による議決権の行使に際しましては、平成25年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送またはご登録をお願いいたします。
- (3) 議決権行使書用紙およびインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

5. その他

- (1) 本招集ご通知に際して株主の皆さまに提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第34条に基づき、当社ホームページに掲載をさせていただいております。
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合、当社ホームページにおいて、その内容をご通知いたします。

当社ホームページ <http://www.furukawa.co.jp>

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期における企業集団の事業の経過および成果

当期の世界経済は、米国においては、住宅着工件数や住宅価格の回復が見られ、雇用環境の改善等により個人消費が堅調に推移したことから、緩やかな景気回復が続いた一方、欧州においては長引く債務問題の影響により景気が引き続き低迷し、また、アジア・中南米などの新興国においても欧州向けの輸出減速などによる成長の鈍化が続きました。わが国においても、世界経済の減速や中国との関係悪化の影響などから、輸出や鉱工業生産が減少し、景気が停滞しましたが、昨年末の政権交代を機に円安・株高が進んだことで、企業の景況感や消費者心理が改善に向かい、ようやく景気持ち直しの兆しが見えてまいりました。

このような環境の下、当社グループにおきましては、強固な経営基盤を構築するとともに、新市場・新事業での成長をめざすという方針のもと、国内における電力部品事業の再編や、導電材、光ケーブル等の国内製造拠点の集約などの事業構造改革を進める一方、世界最高水準の275kV高温超電導ケーブルの長期荷電・通電試験の実施や、浮体式洋上風力発電向けのライザーケーブルの開発の促進など研究開発にも注力するとともに、電解銅箔の台湾での生産拠点の拡充や、ブラジルにおけるOPGW（光複合架空地線）新生産拠点の設置など、新興国を中心とした海外市場への展開を加速する施策も着実に進めてまいりました。

当期の業績につきましては、金属部門や軽金属部門など需要の低迷により売上が伸び悩んだ分野もありま

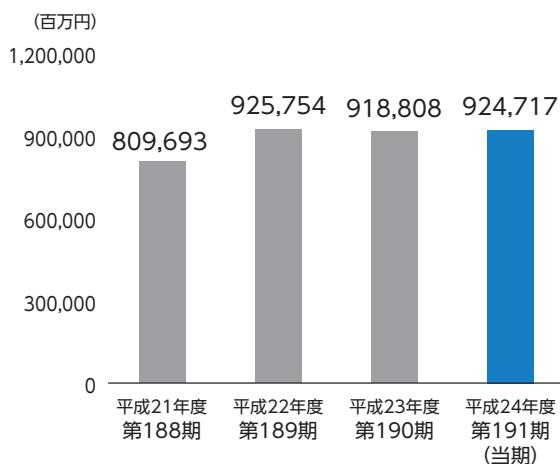
したが、自動車用ワイヤハーネスなどの自動車部品の売上が好調に推移し、連結売上高は9,247億円と前期比0.6%の増収となりました。海外売上高は3,457億円（前期比5.5%増）で、海外売上高比率は37.4%となり、当期を最終年度とする中期経営計画で掲げた目標である35%を達成しております。損益面につきましては、自動車部品の売上が好調であったことや減価償却費が減少したことなどにより、連結営業利益は178億円（前期比11.4%増）、連結経常利益は176億円（前期比36.8%増）とそれぞれ増益となりました。なお、当期は、重要な海外子会社の一部が、会計期間を親会社である当社の事業年度と合わせるために、昨年1月から本年3月までの15カ月間を1会計期間としたことから、連結売上高と損益には、これによる増収額239億円、営業損益段階の増益額8億円が含まれております。このほか、事業構造改革費用や固定資産の減損などの特別損失77億円、タイ大洪水の被害に対する当社海外子会社の保険金受領などによる特別利益29億円を計上し、連結当期純利益は36億円（前期比147億円改善）となりました。

単独の業績につきましては、売上高は3,962億円（前期比1.9%減）、営業損失は34億円（前期比31億円改善）、経常利益は180億円（前期比264.2%増）、当期純利益は149億円（前期比244億円改善）となりました。

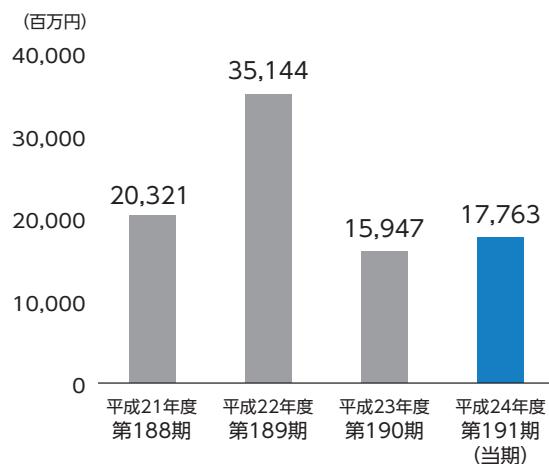
ご参考

連結売上高、連結営業利益、連結経常利益および連結当期純利益の推移

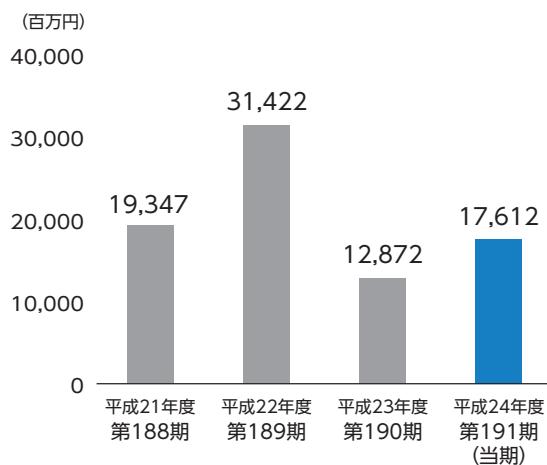
■ 連結売上高 **9,247 億円**



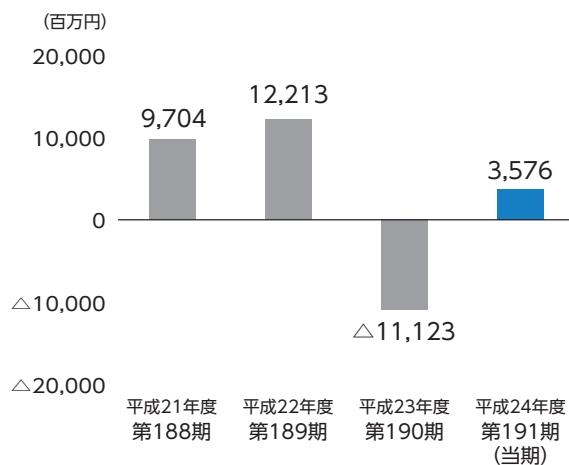
■ 連結営業利益 **178 億円**



■ 連結経常利益 **176 億円**



■ 連結当期純利益 **36 億円**



(注) △は損失を示しております。

次に、部門別の状況について、ご報告いたします。

情報通信部門

■ **主要な事業内容** 光ファイバケーブル、光ファイバケーブル付属品・工事、光関連部品、光半導体デバイス、
メタル通信ケーブル、光ファイバ融着接続機、電子線材、ネットワーク機器、CATVシステム、無線製品など

情報通信部門におきましては、引き続き国内の光ファイバケーブル需要が低迷し、売上は低調でしたが、前述のとおり一部の海外子会社が15ヵ月間を1会計期間としたことなどの影響により、当部門の連結売上高は1,461億円（前期比1.1%増）となりました。損益につきましては、国内工場のコストダウンによる生産性向上があったものの、製品価格下落の影響などにより、連結営業利益は19億円（前期比53.1%減）となりました。

また、単独売上高は508億円（前期比11.0%減）となりました。当部門では、スマートフォンなどの普及により通信トラフィックが増大している情報通信分野において、世界的に高い技術力を持つ当社や米国OFS社を中心に、100ギガ伝送時代の到来を見据えた通信ネットワーク上の高機能部品や機器、新システムの開発などを通じ、通信インフラの大容量化に貢献してまいります。

エネルギー・産業機材部門

■ **主要な事業内容** 銅線・アルミ線、電力ケーブル、電力部品・工事、被覆線、ケーブル管路材、給水・給湯
管路材、発泡製品、半導体製造用テープ、電気絶縁テープ、電材製品など

エネルギー・産業機材部門におきましては、スマートフォンやタブレット端末の需要が伸びたため、これらに使用される半導体の製造用テープの売上が増加したものの、国内や中国において電力ケーブルが不振であったことなどにより、当部門の連結売上高は2,657億円（前期比2.4%減）となりました。損益につきましては、LED液晶テレビ向け反射板MCPETの採算がコストダウン努力により大幅に改善したことなどが寄与し、連結営業利益は20億円（前期比27億円改善）となりました。また、単独売上高は1,290億円（前期比2.3%減）となりました。

なお、事業構造改革の一環として、昨年10月に電力部品事業を営む連結子会社3社（旭電機株式会社、株式会社井上製作所および古河パワーコンポーネンツ株式会社）を統合し古河電工パワーシステムズ株式会社（FEPS社）として発足させ、さらに本年4月には、当社内の電力部品関連事業をFEPS社に統合しました。今後、FEPS社は、統合効果によって収益力を強化するとともに、総合電力部品メーカーとして、顧客の多様化・高度化するニーズに対応してまいります。

電装・エレクトロニクス部門

■ **主要な事業内容** 自動車用部品・ワイヤハーネス、巻線、電子部品材料、ヒートシンク、ハードディスク用アルミ基板材、電池など

電装・エレクトロニクス部門におきましては、エコカー補助金制度の終了により自動車の国内販売の伸び悩みが懸念されましたが、当社製品が使われている車種においてはその影響が限定的であったため、自動車用ワイヤハーネスなどの自動車部品の売上が好調だったことや、ハイブリッド車向けの高効率モーター用巻線の需要が本格化し、売上を伸ばしたことなどにより、当部門の連結売上高は2,437億円（前期比15.0%増）となりました。損益につきましては、エレクトロニクス部門に

おける製品価格の下落や売上の減少による影響があったものの、ワイヤハーネスを中心に自動車部品が堅調に推移したことなどから連結営業利益は93億円（前期比82.3%増）となりました。また、単独売上高は1,395億円（前期比12.8%増）となりました。当部門では、フィリピンにワイヤハーネス製造会社を設立したほか、メキシコでもワイヤハーネスの製造販売会社の設立を準備するなど、新興国での自動車部品事業を拡大してまいります。

金属部門

■ **主要な事業内容** 伸銅品（板・条・管・棒・線）、機能表面製品（メッキ）、電解銅箔、電子部品用加工製品、
超電導製品、特殊金属材料（形状記憶・超弾性合金ほか）など

金属部門におきましては、リチウムイオン電池用銅箔の需要が伸び悩み、デジタル家電等の不振による影響を受けたエレクトロニクス部品向け銅条など、多くの製品で売上が低調に推移したことなどから、当部門の連結売上高は1,294億円（前期比8.6%減）となりました。損益につきましては、需要低迷による生産性の悪化や、電力価格上昇の影響を受けたことなどから、連結営業損失は13億円（前期比12億円悪化）となりました。

また、単独売上高は740億円（前期比14.7%減）となりました。当部門では、リチウムイオン電池用銅箔の製造・販売会社である台湾の古河銅箔股份有限公司が操業を開始し、また同じく台湾で電子回路用電解銅箔を製造・販売する台日古河銅箔股份有限公司の生産能力増強が完了するなど、今後の需要回復・増加に対応できる体制を整えております。

軽金属部門

■ 主要な事業内容 アルミニウムの板・箔、押出材、鋳物、鍛造品、加工製品など

軽金属部門におきましては、飲料用缶材をはじめ、液晶・半導体製造装置向け厚板、高純度箔など、幅広い分野で需要が低迷したことなどにより、当部門の連結売上高は1,850億円（前期比5.4%減）となりました。損益につきましても、売上低迷による影響を受け、連結営業利益は44億円（前期比23.6%減）となりました。なお、当社の連結子会社である古河スカイ株式会社は、最新鋭の設備を有する大型のアルミニウム板圧延工場をタイに建設中であり、成長著しいアジア市場の需要に対応する体制を整えております。また、同社はこの度、住友軽金属工業株式会社との経営統合に合意しました。両社は、

本年10月に合併し、社名を「株式会社UACJ」と改めて、新たなスタートを切る予定です。グローバルな市場で競争が激化しているアルミニウム圧延業界において、本経営統合によるそのスケールメリットなどを活かし、統合新会社は「世界的なアルミニウムメジャー会社」を目指しています。この合併に伴い当社の持株比率が低下することから、株式会社UACJは当社の持分法適用の関連会社となりますが、統合効果が発揮されると当社の連結純利益は増加する見込みであるほか、当社の財務体質の改善にも寄与します。

サービス等部門

■ 主要な事業内容 物流、情報処理・ソフトウェア開発、不動産賃貸、水力発電など

サービス等部門におきましては、情報処理・ソフトウェア開発、物流、各種業務受託等による当社グループの各事業のサポートのほか、不動産の賃貸や水力発電等を行っております。

当部門の連結売上高は370億円（前期比1.4%増）、連結営業利益は15億円（前期比11.2%減）となりました。また、単独売上高は29億円（前期比31.1%減）となりました。

部門別連結売上高および連結営業利益

(単位：百万円)

| 部門名 | 連結売上高 | 前期比増減額 | 連結営業利益 または連結営業損失(△) | 前期比増減額 |
|---------------|---------|---------|------------------------|--------|
| 情報通信部門 | 146,146 | 1,629 | 1,902 | △2,156 |
| エネルギー・産業機材部門 | 265,724 | △6,518 | 1,957 | 2,738 |
| 電装・エレクトロニクス部門 | 243,706 | 31,704 | 9,308 | 4,202 |
| 金属部門 | 129,447 | △12,176 | △1,267 | △1,223 |
| 軽金属部門 | 184,992 | △10,574 | 4,362 | △1,348 |
| サービス等部門 | 36,974 | 511 | 1,507 | △189 |
| 消去または全社 | △82,274 | 1,332 | △7 | △207 |
| 合計 | 924,717 | 5,908 | 17,763 | 1,815 |

(注) 会計期間を当社に合わせるため、一部の海外子会社は当期の決算期間を平成24年1月から平成25年3月までの「15ヵ月間」といたしました。上記表中の各種数値は、それを反映したものとなっております。

グローバル拠点を拡充・国内事業を再編

中国

資源採掘用ケーブル

中国華通社と
合併設立
(2010年7月)

光ファイバ母材

中国ヘントン社
と合併設立
(2010年11月)

ワイヤハーネス

中国重慶長華社
の経営権取得
(2011年6月)

日本

マグネットワイヤ

国内3社統合
(2010年4月)

銅管

国内スリム化
(2011年12月末)

電力部品

国内3社統合
(2012年10月)

軽金属

住友軽金属と
事業統合へ
(本年10月予定)



高温超電導ケーブル

米国

超電導線材

米国スーパー
パワー社買収
(2012年2月)

台湾

電解銅箔

電池用新会社設立
(2011年3月)

回路用増産
(2012年6月)



台湾 古河銅箔股份有限公司

フィリピン

ワイヤハーネス

新会社設立
(2012年1月)

ブラジル

光ファイバケーブル

メトロケーブル社買収
(2011年3月)

光ファイバ複合架空地線

本格生産開始
(2013年1月)



ブラジル FISA社

(2) 設備投資の状況

当社グループの当期の設備投資は総額478億円で、その主なものは次のとおりです。

1 当期中に完成した主要設備

| | |
|--------------------|--|
| 工場建屋の更新および生産設備の集約 | 古河電工パワーシステムズ株式会社 (エネルギー・産業機材部門) |
| 自動車用ワイヤハーネスの生産設備増強 | FURUKAWA AUTOMOTIVE SYSTEMS VIETNAM INC. (ベトナム、電装・エレクトロニクス部門) |
| 回路用銅箔の製造設備増強 | 台日古河銅箔股份有限公司 (台湾、金属部門) |

2 当期継続中の主要設備の新設、拡充

| | |
|--------------------------|--|
| 国内における銅線事業の集約 | 当社 エネルギー・産業機材カンパニー |
| ブラジルにおける光ファイバ増産 | Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル、情報通信部門) |
| 古河AS株式会社の本社建屋建設および改修 | 古河AS株式会社 (電装・エレクトロニクス部門) |
| 自動車用バッテリーの国内製造拠点の集約および増強 | 古河電池株式会社 (電装・エレクトロニクス部門) |
| アルミニウム板圧延の新工場建設 | Furukawa - Sky Aluminum (Thailand) Co., Ltd. (タイ、軽金属部門) |

(3) 資金調達の状況

当社およびグループ各社は、金融機関からの長期・短期の借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、受取手形や売掛債権の流動化等により、必要な資金を調達しております。当期につきましては、当期中に返済期限の到来する長期借入金の返済資金の一部を手当するため、昨年6月に総額100億円の普通社債を発行しました。

また、当社グループでは、当社および国内子会社31社が、当社100%子会社の古河ファイナンス・アンド・

ビジネス・サポート株式会社が運営するCMS (キャッシュ・マネジメント・システム) に参加し、資金の効率化と有利子負債の削減を図っています。このほか、中国およびタイにおいても、それぞれ古河電工企業管理 (上海) 有限公司およびFurukawa Thai Holding Co., Ltd. が、当社の関係会社向けにCMSによる資金管理等を行っております。

なお、当期末の連結有利子負債は3,205億円で、前期末比47億円減少しました。

(4) 対処すべき課題

1 新中期経営計画「Furukawa G Plan 2015 — Group Global Growth —」について

当社は、本年4月に、平成27年度（2015年度）までの3カ年を対象とする中期経営計画「Furukawa G Plan 2015 — Group Global Growth —」を策定しました。この計画のもと、当社グループは、以下の重点施策を実行してまいります。

なお、この計画をグループの総力を結集して遂行していくため、本年4月に、従来のカンパニー制から組織体制を大幅に改め、事業部門制へと移行しました。これは、当社単体の事業とそれに関連するグループ会社の事業を一体とした戦略事業単位（SBU：Strategic Business Unit）としての15の事業部門を設け、グループ全体の事業の遂行力を高めるとともに、事業横断型の営業・マーケティング機能を有するセールス・マーケティング部門を設置して国内外のお客様への提案力を向上させ、グループ・グローバル経営の強化を図ることを目的とするものです。

[インフラ/自動車市場での成長戦略]

電力、通信などのインフラ関連では、当社グループの保有する省エネルギー・省資源技術や情報伝送技術を活用するとともに、海外事業拠点との連携を強化し、新興国を中心とする成長市場での需要を確実に取り込みます。また、自動車関連分野では、アジアを中心に事業拠点を拡充し、さらに、設計から調達、生産まで現地で一貫して顧客の要請に対応できる体制を構築してまいります。併せて、次世代自動車向け高効率巻線などの新製品開発と拡販を積極的に進めてまいります。

[持続的成長に向けた基盤の構築]

・構造改革の推進

市場の成熟、エネルギーコストの上昇など、厳しい環境にある事業の構造改革に着手しております。

国内事業を中心に、生産拠点集約や事業統合による固定費削減・生産効率化を通じて着実に利益が確保できる事業体質への転換を図るほか、海外への生産移管によりコスト競争力を強化します。また、徹底した原価低減や管理部門のスリム化などにより、収益力の強化を図ってまいります。

・次世代新事業の育成

注力すべきテーマとして「通信インフラの大容量化」、「電力インフラのスマート化」、「自動車のグリーン化」を掲げ、当社グループの素材力を活かし省エネルギー・省資源社会へ貢献するとともに、高温超電導分野など次世代新事業につながる研究開発を推し進めてまいります。

・グループ・グローバル経営の強化

当社グループが持続的に発展、成長していくためには、グループ一体となった経営の強化が必要であるとの認識のもと、戦略事業単位（SBU）としての事業部門を基礎として、「戦略機能の強化」（グループ内の資源の再配分など）、「グループ総合力の発揮」（営業・マーケティング力の強化など）を目的とする施策を、着実に実行してまいります。これにより、インフラ関連と自動車関連分野事業のグローバル展開を加速させ、アジアを中心に海外売上高をさらに伸ばします。

[財務体質の改善]

持続的な成長に向けた布石を打つ一方で、当社グループの財務体質を改善していくため、資産効率を向上させ、有利子負債の削減に努めるほか、当期純利益の着実な積み上げによる自己資本の充実を重視してまいります。

Furukawa G Plan 2015

Group Global Growth

コンセプト

- グローバルに市場成長が見込まれかつ当社グループの知見を活かせる**インフラ／自動車市場**に注力
- 持続的成長の基盤を構築

財務目標

| | 2015年度計画 ^(注) | 2012年度実績 |
|----------------------|-------------------------|----------|
| ■ グループ収益力をアップ | | |
| ▶ 売上高 | 9,000億円 | 9,247億円 |
| ▶ 営業利益 | 380億円 | 178億円 |
| ▶ 経常利益 | 400億円 | 176億円 |
| ▶ 当期純利益 | 200億円 | 36億円 |
| ■ 財務体質の改善 | | |
| ▶ D/Eレシオ | 1.3 | 1.9 |
| ▶ ROA（経常） | 5.7% | 2.1% |

(注)2015年度計画は古河スカイ(株)が持分法適用の関連会社となる前提で策定。(6ページ [軽金属部門] ご参照)

本ページに記載した売上高および利益等の予測数値は、当社および当社グループの各事業に関する業界動向についての見直しを含む、国内および諸外国の経済状況、並びに為替レートの変動その他の業績に影響を与える要因について、本ページ作成時点で入手可能な情報を前提としており、実際の業績等は、本ページに記載されている予想数値とは大きく異なる場合があることをご承知おき下さい。

2 コンプライアンスの徹底

当社は、過去に行なわれていた自動車部品や電力ケーブルのカルテルに関し、EU当局等の調査を受けてきておりますが、本年4月にカナダにおける自動車部品のカルテルについて5百万カナダドルの罰金を課せられました。また、昨年11月には、架空送電工事の取引について公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。一連のカルテル問題に関し、株主の皆さまには数年にわたって多大なご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

当社グループでは、コンプライアンスはあらゆる事

業活動の前提であるとの認識のもと、社外有識者を中心とした第三者調査委員会による平成21年12月の再発防止策提言を含む報告書に基づき、法令遵守、企業倫理のさらなる徹底を図るとともに、このような問題の発生を防止するための社内ルール、手続の制定・改善や、法令遵守教育の徹底、内部監査部門によるモニタリングの強化など再発防止策を実施してまいりましたが、今後もこうした活動を継続し、コンプライアンスのさらなる徹底を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なにとぞご理解のうえ、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

1 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第188期 平成21年度 | 第189期 平成22年度 | 第190期 平成23年度 | 第191期 (当期) 平成24年度 |
|-------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| 売 上 高 (百 万 円) | 809,693 | 925,754 | 918,808 | 924,717 |
| 営業利益または営業損失 (△) (百万円) | 20,321 | 35,144 | 15,947 | 17,763 |
| 経常利益または経常損失 (△) (百万円) | 19,347 | 31,422 | 12,872 | 17,612 |
| 当期純利益または当期純損失 (△) (百万円) | 9,704 | 12,213 | △11,123 | 3,576 |
| 1株当たり当期純利益または1株当たり 当期純損失 (△) (円) | 13.80 | 17.30 | △15.75 | 5.07 |
| 総 資 産 (百 万 円) | 835,819 | 826,944 | 790,114 | 819,702 |
| 純 資 産 (百 万 円) | 208,928 | 215,904 | 197,569 | 222,843 |

2 当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第188期 平成21年度 | 第189期 平成22年度 | 第190期 平成23年度 | 第191期 (当期) 平成24年度 |
|-------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| 売上高 (百万円) | 350,424 | 417,687 | 403,685 | 396,154 |
| 営業利益または営業損失 (△) (百万円) | △2,801 | △2,072 | △6,476 | △3,391 |
| 経常利益または経常損失 (△) (百万円) | 2,602 | 14,297 | 4,949 | 18,027 |
| 当期純利益または当期純損失 (△) (百万円) | 2,905 | 9,882 | △9,425 | 14,939 |
| 1株当たり当期純利益または1株当たり 当期純損失 (△) (円) | 4.13 | 13.99 | △13.35 | 21.16 |
| 総資産 (百万円) | 474,272 | 450,891 | 420,837 | 429,166 |
| 純資産 (百万円) | 121,011 | 124,606 | 108,739 | 129,577 |

(6) 重要な子会社の状況 (平成25年3月31日現在)

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|------------------------------|-----------|--------|------------------------|
| 古河スカイ株式会社 | 16,528百万円 | 53.00% | アルミニウム製品の製造・販売 |
| 東京特殊電線株式会社 | 1,925百万円 | 56.75% | 電線、電線加工品および電子機器等の製造・販売 |
| 古河電池株式会社 | 1,640百万円 | 58.10% | 電池の製造・販売 |
| FCM株式会社 | 687百万円 | 55.19% | 金属めっき製品等の製造・販売 |
| 古河AS株式会社 | 3,000百万円 | 100% | 自動車用ワイヤハーネス・電装部品の製造・販売 |
| 古河産業株式会社 | 700百万円 | 100% | 電線、非鉄金属製品等の販売 |
| 岡野電線株式会社 | 489百万円 | 43.48% | メタル通信ケーブル、光部品等の製造・販売 |
| 古河電工産業電線株式会社 | 450百万円 | 100% | 電線・ケーブル等の製造・販売 |
| 奥村金属株式会社 | 310百万円 | 100% | 銅製品、アルミニウム製品等の加工・販売 |
| 古河電工パワーシステムズ株式会社 | 300百万円 | 100% | 送変電機材、架空・地中配電機材等の製造・販売 |
| 古河物流株式会社 | 292百万円 | 100% | 貨物運送等 |
| OFS Fitel, LLC (米国) | 211百万米ドル | 100% | 光ファイバ・光部品の製造・販売 |
| American Furukawa, Inc. (米国) | 500千米ドル | 100% | 自動車部品等の製造・販売 |

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|--|--------------|--------|-----------------------------------|
| Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル) | 122百万レアル | 100% | 光ファイバケーブル、メタル通信ケーブル、LANケーブルの製造・販売 |
| 瀋陽古河電纜有限公司 (中国) | 229百万元 | 100% | 電線等の製造・販売 |
| 台日古河銅箔股份有限公司 (台湾) | 1,475百万新台幣ドル | 66.7% | 銅箔等の製造・販売 |
| Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd. (タイ) | 480百万バーツ | 44.00% | 銅管等の製造・販売 |
| Trocellen GmbH (ドイツ) | 8,500千ユーロ | 85.10% | 発泡製品の製造・販売 |
| Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd. (シンガポール) | 3百万米ドル | 100% | 電線、電子線材、巻線、金属製品等の販売 |
| PT.Tembaga Mulia Semanan, Tbk. (インドネシア) | 12百万米ドル | 42.42% | 銅線・アルミ線の製造・販売 |

- (注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでいます。
2. 当期における当社の連結子会社は115社、持分法適用の関連会社は18社です。

(7) 主要な営業所および工場等 (平成25年3月31日現在)

1 当社

- ・ 本 社：東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
- ・ 営 業 所：関西支社 (大阪市)、中部支社 (名古屋市)、九州支社 (福岡市)
- ・ 工 場：千葉事業所 (千葉県市原市)、日光事業所 (栃木県日光市)、平塚事業所 (神奈川県平塚市)、三重事業所 (三重県亀山市)、銅管事業部 (兵庫県尼崎市)、銅箔事業部 (栃木県日光市)
- ・ 研 究 所：横浜研究所 (横浜市)

2 子会社

- ・ 製造・販売会社：古河スカイ株式会社 (本社：東京都千代田区、工場：福井県坂井市、埼玉県深谷市)、東京特殊電線株式会社 (本社：東京都港区、工場：長野県上田市)、古河電池株式会社 (本社：横浜市、工場：栃木県日光市、福島県いわき市)、FCM株式会社 (本社・工場：大阪市)、古河AS株式会社 (本社・工場：滋賀県犬上郡、工場：三重県亀山市)、岡野電線株式会社 (本社・工場：神奈川県大和市)、古河電工産業電線株式会社 (本社：東京都荒川区、工場：神奈川県平塚市、山梨県甲府市)、奥村金属株式会社 (本社：大阪市、工場：兵庫県丹波市、滋賀県栗東市)、古河電工パワーシステムズ株式会社 (本社：横浜市、工場：山形県長井市)、OFS Fitel, LLC (米国)、American Furukawa, Inc. (米国)、Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル)、瀋陽古河電纜有限公司 (中国)、台日古河銅箔股份有限公司 (台湾)、Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd. (タイ)、Trocellen GmbH (ドイツ)、PT.Tembaga Mulia Semanan, Tbk. (インドネシア)
- ・ 販 売 会 社 等：古河産業株式会社 (本社：東京都港区)、古河物流株式会社 (本社：東京都千代田区)、Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)

(8) 従業員の状況 (平成25年3月31日現在)

1 企業集団の従業員の状況

| 部門名 | 従業員数 | | 前期末比 | |
|---------------|---------|----------|---------|---------|
| 情報通信部門 | 5,815名 | (969名) | 173名増 | (50名減) |
| エネルギー・産業機材部門 | 3,597名 | (697名) | 50名減 | (17名減) |
| 電装・エレクトロニクス部門 | 32,348名 | (158名) | 4,712名増 | (53名減) |
| 金属部門 | 2,486名 | (1,123名) | 85名減 | (54名減) |
| 軽金属部門 | 3,888名 | (-) | 179名増 | (-) |
| サービス等部門 | 2,208名 | (1,024名) | 12名減 | (47名減) |
| 合計 | 50,342名 | (3,971名) | 4,917名増 | (221名減) |

- (注) 1. 臨時従業員および企業集団外への出向者は含んでおりません。
2. 「従業員数」欄の()内は、当社の従業員数となります。

2 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|-------|--------|
| 3,971名 | 42.2才 | 19.2年 |

- (注) 臨時従業員および出向者は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (平成25年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|-----------------|-----------|
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 70,842百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 33,025百万円 |
| 朝日生命保険相互会社 | 24,864百万円 |

2. 当社の株式に関する事項 (平成25年3月31日現在)

(1) 発行済株式の総数等

| 株式の種類 | 発行可能株式総数 | 発行済株式総数 | 株主数 |
|-------|----------------|--------------|---------|
| 普通株式 | 2,500,000,000株 | 706,669,179株 | 68,421名 |
| 優先株式 | 50,000,000株 | — | — |
| 劣後株式 | 46,000,000株 | — | — |

(2) 大株主の状況

| 大株主の氏名 | 持株数 (普通株式) | 持株比率 |
|---|---------------|-------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 40,275,000株 | 5.70% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 36,254,000株 | 5.13% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4) | 27,931,000株 | 3.95% |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 22,928,250株 | 3.25% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9) | 17,072,000株 | 2.42% |
| 朝日生命保険相互会社 | 16,060,500株 | 2.27% |
| 古河機械金属株式会社 | 13,290,455株 | 1.88% |
| SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS | 12,144,100株 | 1.72% |
| 富士電機株式会社 | 11,000,000株 | 1.56% |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 古河機械金属口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 10,919,000株 | 1.55% |

(注) 1. 持株比率は自己株式(446,487株)を控除して計算しております。

2. 朝日生命保険相互会社については、上記16,060,500株とは別に、同社が退職給付信託として信託設定した株式が10,500,000株あります。

(3) その他

昨年11月の当社取締役会の決議に基づき、大阪証券取引所に対し当社株式の上場廃止を申請し、同年12月に同取引所において当社株式は上場廃止となりました。これにより、現在、当社株式を上場する証券取引所は、東京証券取引所第一部のみとなっております。

3. 当社役員に関する事項 (平成25年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 氏名 | 地位および担当 | 重要な兼職の状況 |
|----------|--|--|
| 吉田 政雄 | 取締役会長 (代表取締役) | |
| 柴田 光義 | 取締役社長 (代表取締役) | |
| 吉野 哲夫 | 取締役 (非常勤) | 古河機械金属株式会社相談役 |
| 藤田 純孝 | 取締役 (非常勤) | 伊藤忠商事株式会社理事 日本板硝子株式会社社外取締役 NKSJホールディングス株式会社社外取締役 オリンパス株式会社社外取締役 |
| 櫻 日出雄 | 取締役 (執行役員専務、CFO) | 古河スカイ株式会社社外監査役 |
| 柳本 正博 | 取締役 (執行役員常務、電装・エレクトロニクスカンパニー長) | |
| 佐藤 哲哉 | 取締役 (執行役員常務、CSO) | |
| 上山 倫生(*) | 取締役 (執行役員常務、エネルギー・産業機材カンパニー長兼同カンパニー産業機材事業部長) | |
| 柳川 久治 | 取締役 (執行役員常務、情報通信カンパニー長) | |
| 天野 望 | 取締役 (執行役員、CSRO兼CSR推進本部長兼同本部輸出管理室長) | |
| 鈴木 義博(*) | 取締役 (執行役員、CPO) | |
| 小川 博正(*) | 監査役 (常勤) | 旭精機工業株式会社社外取締役 東京特殊電線株式会社社外監査役 |
| 伊藤 隆彦 | 監査役 (常勤) | 富士電機株式会社社外監査役 富士古河E&C株式会社社外監査役 |

| 氏名 | 地位および担当 | 重要な兼職の状況 |
|-------|-----------|--|
| 藤田 讓 | 監査役 (非常勤) | 朝日生命保険相互会社最高顧問 公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長 富士急行株式会社社外取締役 日本ゼオン株式会社社外監査役 日本通運株式会社社外監査役 日本軽金属ホールディングス株式会社社外監査役 |
| 工藤 正 | 監査役 (非常勤) | 朝日生命保険相互会社社外取締役 中央不動産株式会社特別顧問 |
| 頃安 健司 | 監査役 (非常勤) | TMI総合法律事務所顧問 東海旅客鉄道株式会社社外取締役 三井住友海上火災保険株式会社社外取締役 |

- (注) 1. 取締役吉野哲夫および藤田純孝の各氏は、社外取締役です。
2. 監査役藤田讓、工藤正および頃安健司の各氏は、社外監査役です。
3. 取締役藤田純孝ならびに監査役工藤正および頃安健司の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 各監査役が有する財務および会計に関する知見は次のとおりです。
- ・監査役小川博正氏は、当社グループにおいて法務、財務、会計部門の責任者等を歴任しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役伊藤隆彦氏は、当社グループにおいて会計、資材、人事総務部門の責任者等を歴任しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役藤田讓氏は、金融機関の代表取締役を務め、また、財務部門担当取締役の経験を有しており、財務および会計をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役工藤正氏は、金融機関の代表取締役を歴任しており、財務および会計をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
5. 上記の表中(*)の各氏は、平成24年6月26日開催の第190回定時株主総会において、新たに取締役または監査役に選任され、就任いたしました。
6. 次の各氏は、第190回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役または監査役を退任いたしました。
- 取締役 石原 廣司、金子 崇輔、白澤 徹、監査役 矢吹 薫

7. 平成25年4月1日付で、取締役の地位および担当が以下のとおり変更されております。

| 氏名 | 地位および担当 |
|---------|-----------------------------------|
| 櫻 日出雄 | 取締役(執行役員専務、財務・調達本部長) |
| 柳 本 正 博 | 取締役 |
| 佐 藤 哲 哉 | 取締役(執行役員常務、戦略本部長兼同本部スマートグリッド推進室長) |
| 上 山 倫 生 | 取締役(執行役員常務、電装・エレクトロニクス系事業部門管掌) |
| 柳 川 久 治 | 取締役(執行役員常務、研究開発本部長) |
| 天 野 望 | 取締役(執行役員、総務・CSR本部長兼同本部輸出管理室長) |
| 鈴 木 義 博 | 取締役(執行役員、生産技術本部長) |

8. 当社は、朝日生命保険相互会社との間に融資等の取引があります。また、同社は当社発行済株式の3.75%(同社が退職給付信託として信託設定した株式を含む)を保有しております。古河機械金属株式会社は、当社発行済株式の3.42%(同社が退職給付信託として信託設定した株式を含む)を保有しており、当社は同社発行済株式の2.17%を保有しております。その他の社外取締役および社外監査役の兼職先との間には、特別の関係はありません。

ご参考 当社は執行役員制度を導入しており、上記以外の執行役員は次のとおりです。

平成25年4月1日現在

| 氏名 | 地位および担当 |
|------------------|--|
| 大 竹 博 幸 | 執行役員常務(環境・インフラ系事業部門管掌兼グローバル事業推進室長) |
| 安 永 哲 郎 | 執行役員常務(セールス・マーケティング部門長) |
| 信 崎 卓 | 執行役員(セールス・マーケティング部門電装・エレクトロニクス営業統括部長兼関西支社長兼同支社北陸支店長) |
| 日 野 連 海 | 執行役員(グローバル事業推進室副室長) |
| 岸 延 行 | 執行役員(セールス・マーケティング部門環境・インフラ営業統括部長) |
| 溝 田 義 昭 | 執行役員(ファイバ・ケーブル事業部門長兼電子線事業部門長) |
| 白 坂 有 生 | 執行役員(研究開発本部高温超電導事業化チーム長兼SuperPower Inc. (米国) President) |
| 小 塚 崇 光 | 執行役員(自動車部品事業部門長兼古河A S株式会社取締役副社長兼執行役員) |
| 中 村 俊 一 | 執行役員(ブロードバンド事業部門長兼同事業部門品質保証部長) |
| Timothy Murray | 執行役員(OFS Fitel, LLC (米国) CEO 兼 Chairman) |
| Foad Shaikhzadeh | 執行役員(Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos (ブラジル) President) |

(2) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

1 当社の役員報酬決定の方針および役員報酬の概要

当社は、社外役員2名を含む報酬委員会が、取締役会の委任に基づき役員報酬等に関する方針や制度等について審議、決定しております。同委員会が定めた当社の役員報酬の決定に関する方針は、「役員報酬は、当社グループが企業価値を増大させ、事業活動を通じて社会に貢献しながら持続的に発展していくために、個々の役員がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たすことを可能ならしめる内容のものとする。」となっております。

同方針に基づく当社の役員報酬は、役位別に定める額を毎月金銭で支給する「月例報酬」と、各事業年度の業績および担当部門の業績・目標達成度等に応じて増減して定める額を原則として金銭で支給する「業績連動報酬」の2つで構成され、取締役に対しては月例報酬と業績連動報酬（社外取締役は除く）を、監査役に対しては月例報酬のみを支給することにしております。

2 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分 | 人 員 | 支 給 額 | | | 備 考 |
|------------------|-------------|-------------------|-----------|-------------------|-----------------------|
| | | 月例報酬総額 | 業績連動報酬総額 | 計 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 14名 (3名) | 287百万円 (16百万円) | 0円 (—) | 287百万円 (16百万円) | 取締役報酬限度額(総額)は年額600百万円 |
| 監査役 (うち社外監査役) | 6名 (3名) | 69百万円 (21百万円) | — (—) | 69百万円 (21百万円) | 監査役報酬限度額(総額)は年額86百万円 |
| 計 (うち社外役員) | 20名 (6名) | 356百万円 (37百万円) | 0円 (—) | 356百万円 (37百万円) | — |

- (注) 1. 上表の備考欄に記載のとおり、株主総会決議による取締役報酬限度額は年額6億円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず）、監査役報酬限度額は年額86百万円です。
2. 厳しい決算状況等に鑑み、常勤の取締役への報酬支給額は平成23年10月分から減額しており、平成24年4月分からはその減額分をさらに拡大しております。また、常勤の監査役も報酬の一部返上を行っております。このほか、業務執行取締役の報酬の一部を業績連動分としておりますが、平成24年度の業績連動分についても、平成20年度から引き続き支給しないことといたしました。
3. また、上表のほか、平成18年6月29日開催の第184回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高が、取締役3名に対し13百万円（うち社外取締役1名に対して1百万円）、監査役2名に対して1百万円（うち社外監査役2名に対し1百万円）あります。

(3) 社外役員に関する事項

1) 社外役員の主な活動状況

1 社外取締役

| 氏名 | 出席状況 | | 発言の状況 |
|-------|---------|------|--|
| | 取締役会 | 監査役会 | |
| 吉野 哲夫 | 20回中19回 | | 非鉄金属メーカーの経営者としての豊富な知識・経験を有し、主に株主還元策や組織改正、海外における危機管理体制整備等に関する議案につき、内容を質すとともに、中期経営計画策定や組織改正、人事政策等の議案に関し、その運用の観点からの提言を行なうなど、活発な発言を行なっております。 |
| 藤田 純孝 | 20回中19回 | | 商社の経営者としての豊富な知識・経験および他社の社外役員としての幅広い見識等に基づき、個々の設備投資および事業再編案件での質問に加えて、組織改正、財務会計、中期経営計画策定等の議案につき、その方針を質し、判断軸の提示やグローバル・グループ経営の視点での提言を行なったほか、当社コーポレートガバナンスのあり方についても意見を述べるなど、活発な発言を行なっております。 なお、同氏は当社報酬委員会の委員としても活動しており、同委員会でも活発な発言を行なっております。 |

2 社外監査役

| 氏名 | 出席状況 | | 発言の状況 |
|------|---------|-------|---|
| | 取締役会 | 監査役会 | |
| 藤田 譲 | 20回中17回 | 9回中9回 | 金融機関の経営者や他社の社外役員としての豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、機関投資家としての観点から、組織改正およびそれに伴う職務権限のあり方、リスクマネジメント等に関する議案につき、内容を質し、内部統制体制の強化を求める等、活発に発言しております。 また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発な発言を行なっております。 |

| 氏名 | 出席状況 | | 発言の状況 |
|-------|---------|-------|--|
| | 取締役会 | 監査役会 | |
| 工藤 正 | 20回中18回 | 9回中9回 | 金融機関の経営者を務め、また他社の社外役員としての幅広い経験や知見を有し、取締役会および監査役会において、事業における適切な評価軸を財務会計的観点から提示しているほか、グループ会社管理を中心に内部統制体制の強化を求める等、活発な発言を行なっております。 また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発な発言を行なっております。 なお、同氏は当社報酬委員会の委員としても活動しており、同委員会でも活発な発言を行なっております。 |
| 頃安 健司 | 20回中19回 | 9回中8回 | 弁護士としての経験および他社の社外役員としての幅広い見識等に基づき、取締役会および監査役会において、主に組織運営やコンプライアンスを中心としたリスクマネジメント等に関する議案に際し、その運用状況等につき内容を質し提言を行なう等、活発な発言を行なっております。 また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発な発言を行なっております。 |

2) 当該事業年度における当社の不当・不正な業務執行に関する対応の概要

「1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおり、当社は自動車用ワイヤハーネス、電力ケーブル、架空送電工事の分野において、独占禁止法または競争法違反により公正取引委員会または各国当局の調査・捜査をうけ、既に違反が確定しているものもあります。

社外取締役および社外監査役は、コンプライアンスは企業活動の基盤であるとして、日頃より、海外関係会社も含めた、徹底したコンプライアンス体制整備を求め、かつ具体的な方法についての提言を行なっております。また、各事案発覚の都度、グループ内再点検および徹底した再発防止策が実施され、その結果が取締役会へ早急に報告されることを求めています。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| | |
|---|--------|
| ① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 307百万円 |
| ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 | 285百万円 |
| ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 83百万円 |

(注) 当社および当社の子会社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記②および③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお、当社の重要な子会社のうち、FCM株式会社ほか10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項以外の非監査業務として、会計アドバイザリー業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、取締役会および監査役会は、以下のとおり定めております。

1 取締役会

会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合、監査役会の同意を得たうえで、または下記の監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とする。

2 監査役会

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求する。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき監査役会として、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「株式

会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、次のとおり基本方針を定めております。

当社および当社グループは、事業環境や市場の変化に機動的に対応した事業運営を行い意思決定の迅速化など経営の効率化を追求する一方、以下の方針

と体制によって、経営の健全性の維持、向上に努め、企業価値の増大を図る。

1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「古河電工グループ理念」「古河電工グループCSR行動規範」を倫理法令遵守の基本とし、「コンプライアンスに関する規程」に基づき、社長が最高責任者となり、CSR・リスクマネジメント委員会、総務・CSR本部を中心に、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。
- ・コンプライアンス活動の浸透と継続を図るため、各事業部門長等をコンプライアンス責任者とし、主要部門においては、部門リスク管理推進者を置き、各部門内でのコンプライアンス活動を効果的に推進する。
- ・カルテル行為等の再発防止のため、独占禁止法、各国競争法に関する教育・啓蒙活動を継続し、同業他社との接触、価格決定プロセスに関する統制を強化するとともに、定期的に外部専門家の助言を受ける
- ・等、監視を徹底する。
- ・コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を活用し、通報があった事案については、通報者保護との調和を図りつつ、総務・CSR本部CSR推進部および関係部門が適正かつ迅速に対応し、これらの状況を取締役会へ報告する。
- ・監査部は、内部監査部門として、各部門の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を経営層へ報告する。
- ・反社会的勢力に対しては、「古河電工グループCSR行動規範」第7項の4で示した基本的な考え方（毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する）に基づき、総務・CSR本部人事総務部を統轄部署として徹底した対応を行う。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会、稟議等の重要な意思決定に係る記録および書類は、法令および「文書保管規程」その他の社内規程に基づき保管する。
- ・取締役の職務執行に係るものを含む各種情報については、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規程に基づき管理するとともに、情報資産としての重要性和保護の必要性の観点からも適正に取扱う。

3 損失の危険（以下「リスク」という）の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会、稟議等の重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されるリスクを資料等に明示し、これらを認識したうえで判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、取締役会へ報告される体制を構築する。
- ・各業務執行部門におけるリスク管理状況については、監査部の内部監査の対象とし、その結果を定期的に取締役会へ報告する。
- ・「リスク管理・内部統制基本規程」においてリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、効果

的なリスク管理体制を構築するため、取締役会の下に、社長を委員長とし、事業部門管掌役員、セールス・マーケティング部門長、本部長および社長が指名する事業部門長からなるCSR・リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業運営上のリスク全般を把握し、その評価と管理方法の妥当性について検証する。

- ・CSR・リスクマネジメント委員会は、各種のリスクのうち、品質管理、安全、環境、防災・事業継続マネジメントなどにつき特別委員会を設置して、重点的にリスク管理体制を強化する。

4 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・「リスク管理・内部統制基本規程」に基づき、「古河電工グループ『財務報告に係る内部統制の整備、評価』に関する基本方針」（J-SOX対応基本方針）を

定めるとともに、構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にする。

5 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・中期経営計画および単年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定め、各事業部門長等は、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取締役会へ報告する。また、この結果は、報酬等の評価に適正に反映されるものとする。
- ・取締役会、稟議等で意思決定すべき事項については、付議基準を詳細かつ具体的に定めるとともに、

「業務執行責任者等の職務権限等に関する規程」により、各事業部門長等の職務権限と担当業務分掌の明確性を確保する。

- ・部門長の職務分掌についても、「基本職務分掌規程」および「職務上の責任と権限に関する規程」に基づき、組織変更等に対応して、常に見直しがなされる仕組みを構築する。

6 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「グループ経営管理規程」に基づき、子会社毎の管理責任者を定め、経営状況の把握および子会社に対する経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。
- ・子会社にはコンプライアンス責任者を置き、総務・CSR本部が中心となり、子会社に対し、リスク管

理、内部統制、コンプライアンスに関する教育の実施や助言、指導を行う。

- ・主要な子会社へは、非常勤役員等を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてのモニタリングを行うほか、監査部は、親会社監査部門の立場からの子会社監査を実施する。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適任者を配置する。
- ・ 補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指揮命令に従い監査役業務の補助および監査役会の運営の補助を行う。

8 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 補助使用人は、「監査役補助使用人の取扱い内規」により、取締役からの独立性が保障され、異動、考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。

9 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 監査役が監査のために必要と判断する会議および資料については、常時出席、閲覧が可能な体制を維持する。
- ・ 取締役および各部門長は、「会社に著しい損害を及ぼす事実」または「取締役の法令・定款に違反する重大な事実」を発見したとき、「内部通報制度による通報内容」の調査を実施したとき、「行政当局等からの指摘、処分等」を受けたときは、速やかに監査役へ報告する。
- ・ 内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況については、取締役または担当部門長が適宜監査役へ報告する。

10 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし社内に周知徹底するとともに、監査状況についても、定期的に社長および取締役会が報告を受ける。
- ・ 内部監査部門の強化を図り、監査役との連携を密にする。
- ・ 監査役監査基準を取締役および従業員に周知し、監査役監査の重要性等についての社内の認識・理解を深める。
- ・ その他監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役および使用人は誠実に対応する。

(注) 以上は、平成25年3月15日開催の取締役会で決議し、同年4月1日より施行した内容ですので、当期末時点での基本方針につきましては、当社ホームページをご参照ください。

(2) 会社の支配に関する基本方針

[1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成19年3月9日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者

の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を次のとおり定めております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付

提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

[2] 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆さまに長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記 [1] の基本方針の実現にも資するものと考えております。

当社グループは、「世紀を超えて培ってきた素材力を核として、絶え間ない技術革新により、真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献する」ことを基本理念とし、

「技術革新を志向し、創造的で世界に存在感のある高収益な企業グループへ」というグループビジョンを掲げております。

当社は中期経営計画「ニューフロンティア2012」において、基本理念とグループビジョンを実現するため、当社にとっての新市場・新事業で成長するとともに、変化に強い経営を目指すことを掲げており、具体的施策として、事業ポートフォリオ再編と新事業育成、組織風土の改革および財務体質の改善に取り組んでおります。

〔3〕基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成19年6月26日開催の第185回定時株主総会でご承認をいただき、買収防衛策として「当社株式等の大規模買付行為への対応策」（以下「旧プラン」といいます。）を導入しました。また、平成22年6月29日開催の第188回定時株主総会において、旧プランの一部を変更した新たな買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）につきご承認をいただき、買収防衛策の更新をいたしました。

本プランは、当社株式の大規模買付が行われる場合の手続きを明確にし、株主の皆さまが適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、買付者との交渉等が一定の合理的ルールにしたがって行われることを確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としており、その概要は次のとおりです。

当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を当社に提出していただき、当該大規模買

付行為は取締役会による評価期間（大規模買付行為の方法により、買付者からの必要情報の提供後60日または90日とします。）経過後にのみ開始されるものとし、買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう買付であると取締役会が判断した場合、例外的に対抗措置（大規模買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当等）を発動する場合があります。ただし、取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者からなる第三者委員会を設置し、第三者委員会は外部専門家の助言を得たうえで、買付内容の検討等を行います。取締役会は対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行います。取締役会は、判断に際して第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

〔4〕基本方針の具体的取組みおよび本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社は、上述のとおり、厳しい経営環境の下、新市場・新事業の開拓を推進するとともに、事業やグループ会社の再編の推進およびコンプライアンス体制のさらなる強化等に努めております。これらは当社の業績、経営指標を向上させ、企業価値の増大、株主共同の

利益の向上につなげようとする取組みです。また、本プランについても、次の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致しており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成22年6月29日開催の第188回定時株主総会においてご承認いただき導入したもので、株主の皆さまのご意思が反映されたものとなっております。

3) 当社取締役の任期は1年とされていること

当社は、取締役の任期を1年としており、経営陣の株主の皆さまに対する責任をより明確なものとしております。また、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の皆さまのご意思を反映させることが可能となっております。

(注) 本プランは、平成25年6月開催予定の第191回定時株主総会の終結時をもって有効期間満了となりますので、同総会において本プランの更新を提案いたします（第191回定時株主総会招集ご通知ご参照）。

ります。

4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される第三者委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。なお、第三者委員会の委員は、次の3名です。

- ・田崎雅元（川崎重工業株式会社名誉顧問）
- ・松尾邦弘（弁護士、元検事総長）
- ・工藤 正（中央不動産株式会社特別顧問、当社社外監査役）

5) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(注) 本書中に記載の金額は、表示単位未満の端数を百万円単位の場合は切り捨て、億円単位の場合は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 第191期 (平成25年3月31日現在) | 第190期 (ご参考) (平成24年3月31日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | 392,644 | 390,096 |
| 現金及び預金 | 31,293 | 33,246 |
| 受取手形及び売掛金 | 222,430 | 221,998 |
| 有価証券 | 17 | 113 |
| 商品及び製品 | 30,714 | 28,071 |
| 仕掛品 | 31,593 | 28,609 |
| 原材料及び貯蔵品 | 41,940 | 38,207 |
| 繰延税金資産 | 6,311 | 6,732 |
| その他 | 29,562 | 34,013 |
| 貸倒引当金 | △ 1,220 | △ 896 |
| 固定資産 | 427,057 | 400,018 |
| 有形固定資産 | 280,086 | 262,125 |
| 建物及び構築物 | 261,521 | 252,843 |
| 機械装置及び運搬具 | 664,682 | 637,864 |
| 工具、器具及び備品 | 83,746 | 81,433 |
| 土地 | 86,154 | 84,937 |
| リース資産 | 1,875 | 1,578 |
| 建設仮勘定 | 20,264 | 10,932 |
| 減価償却累計額 | △ 838,157 | △ 807,464 |
| 無形固定資産 | 12,614 | 13,975 |
| のれん | 4,910 | 6,178 |
| その他 | 7,704 | 7,796 |
| 投資その他の資産 | 134,356 | 123,917 |
| 投資有価証券 | 107,006 | 92,568 |
| 出資金 | 9,580 | 9,382 |
| 長期貸付金 | 1,121 | 1,417 |
| 繰延税金資産 | 5,895 | 10,680 |
| その他 | 13,196 | 12,337 |
| 貸倒引当金 | △ 2,443 | △ 2,468 |
| 資産合計 | 819,702 | 790,114 |

| 科目 | 第191期 (平成25年3月31日現在) | 第190期 (ご参考) (平成24年3月31日現在) |
|--------------------|-------------------------|-------------------------------|
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | 327,868 | 345,705 |
| 支払手形及び買掛金 | 133,125 | 122,000 |
| 短期借入金 | 125,049 | 141,857 |
| 社債 | 2,333 | 16,562 |
| 未払法人税等 | 2,846 | 1,116 |
| 繰延税金負債 | 42 | 29 |
| 製品補償引当金 | 1,396 | 1,586 |
| 災害損失引当金 | 144 | 261 |
| その他 | 62,930 | 62,290 |
| 固定負債 | 268,990 | 246,839 |
| 社債 | 30,284 | 22,547 |
| 長期借入金 | 162,830 | 144,253 |
| 繰延税金負債 | 1,306 | 745 |
| 退職給付引当金 | 52,294 | 57,566 |
| 環境対策引当金 | 12,048 | 12,140 |
| 資産除去債務 | 1,214 | 1,214 |
| その他 | 9,012 | 8,372 |
| 負債合計 | 596,858 | 592,545 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | 166,712 | 163,070 |
| 資本金 | 69,395 | 69,395 |
| 資本剰余金 | 21,467 | 21,467 |
| 利益剰余金 | 76,125 | 72,481 |
| 自己株式 | △ 274 | △ 274 |
| その他の包括利益累計額 | △ 973 | △ 18,376 |
| その他有価証券評価差額金 | 18,160 | 11,548 |
| 繰延ヘッジ損益 | 419 | 589 |
| 在外子会社退職給付に係る調整額 | △ 4,206 | △ 4,057 |
| 為替換算調整勘定 | △ 15,346 | △ 26,457 |
| 少数株主持分 | 57,103 | 52,874 |
| 純資産合計 | 222,843 | 197,569 |
| 負債及び純資産合計 | 819,702 | 790,114 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

連結損益計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 第191期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで) | 第190期(ご参考) (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで) |
|------------------------------------|--|---|
| 売上高 | 924,717 | 918,808 |
| 売上原価 | 786,825 | 786,952 |
| 売上総利益 | 137,891 | 131,856 |
| 販売費及び一般管理費 | 120,128 | 115,908 |
| 営業利益 | 17,763 | 15,947 |
| 営業外収益 | 7,142 | 4,417 |
| 受取利息及び配当金 | 2,139 | 2,311 |
| 為替差益 | 2,678 | — |
| 持分法による投資利益 | 112 | 125 |
| その他 | 2,212 | 1,980 |
| 営業外費用 | 7,293 | 7,492 |
| 支払利息 | 5,067 | 5,239 |
| 為替差損 | — | 85 |
| その他 | 2,226 | 2,166 |
| 経常利益 | 17,612 | 12,872 |
| 特別利益 | 2,936 | 16,244 |
| 固定資産処分益 | 166 | 8,371 |
| 投資有価証券売却益 | 3 | 5,655 |
| 貸倒引当金戻入額 | 61 | 364 |
| 抱合せ株式消滅差益 | 166 | — |
| 災害保険金収入 | 1,782 | — |
| その他 | 757 | 1,853 |
| 特別損失 | 7,717 | 27,182 |
| 固定資産処分損 | 838 | 1,418 |
| 投資有価証券評価損 | 169 | 574 |
| 減損損失 | 2,581 | 2,024 |
| 事業構造改革費用 | 1,708 | 1,740 |
| 米国反トラスト法違反罰課金 | — | 15,296 |
| カルテル関連費用 | 1,098 | 654 |
| その他 | 1,319 | 5,473 |
| 税金等調整前当期純利益 | 12,831 | 1,935 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,823 | 5,608 |
| 法人税等調整額 | 2,217 | 5,888 |
| 少数株主損益調整前当期純利益または少数株主損益調整前当期純損失(△) | 5,791 | △ 9,561 |
| 少数株主利益 | 2,214 | 1,561 |
| 当期純利益または当期純損失(△) | 3,576 | △ 11,123 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|--------------------------------|--------|--------|--------|------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成24年4月1日 残高 | 69,395 | 21,467 | 72,481 | △274 | 163,070 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 当期純利益 | | | 3,576 | | 3,576 |
| 連結子会社の増加に伴う増加高 | | | 106 | | 106 |
| 持分法会社の減少に伴う減少高 | | | △39 | | △39 |
| 自己株式の取得 | | | | △1 | △1 |
| 自己株式の処分 | | △0 | | 0 | 0 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | △0 | 3,643 | △0 | 3,642 |
| 平成25年3月31日 残高 | 69,395 | 21,467 | 76,125 | △274 | 166,712 |

(単位：百万円)

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 少数株主 持分 | 純資産合計 |
|--------------------------------|----------------------|-------------|-------------------------|--------------|-----------------------|------------|---------|
| | その他有 価証券評 価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 在外子会社 退職給付に 係る調整額 | 為替換算 調整勘定 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 平成24年4月1日 残高 | 11,548 | 589 | △4,057 | △26,457 | △18,376 | 52,874 | 197,569 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | | 3,576 |
| 連結子会社の増加に伴う増加高 | | | | | | | 106 |
| 持分法会社の減少に伴う減少高 | | | | | | | △39 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △1 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 0 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額) | 6,612 | △170 | △149 | 11,111 | 17,403 | 4,228 | 21,632 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 6,612 | △170 | △149 | 11,111 | 17,403 | 4,228 | 25,274 |
| 平成25年3月31日 残高 | 18,160 | 419 | △4,206 | △15,346 | △973 | 57,103 | 222,843 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 科目 | 第191期 (平成25年3月31日現在) | 第190期 (ご参考) (平成24年3月31日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | 165,864 | 158,137 |
| 現金及び預金 | 457 | 556 |
| 受取手形 | 3,249 | 3,939 |
| 売掛金 | 98,845 | 103,850 |
| 未収法人税等 | 625 | 1,436 |
| 商品及び製品 | 3,237 | 2,874 |
| 仕掛品 | 10,039 | 9,239 |
| 原材料及び貯蔵品 | 7,837 | 9,713 |
| 前渡金 | 132 | 233 |
| 前払費用 | 442 | 584 |
| 繰延税金資産 | 1,994 | 2,554 |
| 短期貸付金 | 5,541 | 5,700 |
| 未収入金 | 33,174 | 17,180 |
| その他 | 328 | 428 |
| 貸倒引当金 | △ 41 | △ 155 |
| 固定資産 | 263,301 | 262,699 |
| 有形固定資産 | 74,115 | 82,823 |
| 建物 | 30,444 | 32,613 |
| 構築物 | 2,415 | 2,546 |
| 機械装置 | 14,803 | 20,181 |
| 車輛運搬具 | 63 | 97 |
| 工具器具備品 | 1,323 | 1,407 |
| 土地 | 23,658 | 24,225 |
| リース資産 | 37 | 54 |
| 建設仮勘定 | 1,368 | 1,696 |
| 無形固定資産 | 2,141 | 2,336 |
| のれん | 38 | 62 |
| ソフトウェア | 1,661 | 1,811 |
| 施設利用権 | 2 | 0 |
| 特許権 | 50 | 60 |
| その他 | 389 | 401 |
| 投資その他の資産 | 187,044 | 177,540 |
| 投資有価証券 | 46,965 | 37,566 |
| 関係会社株式 | 105,157 | 102,790 |
| 関係会社出資金 | 30,180 | 30,364 |
| 関係会社長期貸付金 | 242 | 488 |
| 繰延税金資産 | — | 2,210 |
| その他 | 8,801 | 8,483 |
| 貸倒引当金 | △ 4,303 | △ 4,364 |
| 資産合計 | 429,166 | 420,837 |

| 科目 | 第191期 (平成25年3月31日現在) | 第190期 (ご参考) (平成24年3月31日現在) |
|------------------|-------------------------|-------------------------------|
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | 128,402 | 162,432 |
| 支払手形 | 618 | 608 |
| 買掛金 | 62,980 | 64,942 |
| 短期借入金 | 40,340 | 57,781 |
| 社債 | 2,000 | 15,000 |
| リース債務 | 459 | 461 |
| 未払金 | 6,835 | 4,157 |
| 未払費用 | 13,553 | 16,734 |
| 前受金 | 105 | 410 |
| 製品補償引当金 | 669 | 919 |
| 災害損失引当金 | 55 | 157 |
| 設備関係支払手形 | 42 | 36 |
| その他 | 741 | 1,221 |
| 固定負債 | 171,185 | 149,666 |
| 社債 | 30,000 | 22,000 |
| 長期借入金 | 103,399 | 87,870 |
| リース債務 | 1,004 | 1,456 |
| 退職給付引当金 | 22,254 | 25,503 |
| 環境対策引当金 | 10,622 | 10,717 |
| 繰延税金負債 | 1,889 | — |
| 資産除去債務 | 414 | 414 |
| その他 | 1,600 | 1,704 |
| 負債合計 | 299,588 | 312,098 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | 112,643 | 97,703 |
| 資本金 | 69,395 | 69,395 |
| 資本剰余金 | 21,467 | 21,467 |
| その他資本剰余金 | 21,467 | — |
| 資本準備金 | — | 21,467 |
| 利益剰余金 | 22,021 | 7,081 |
| その他利益剰余金 | 22,021 | 7,081 |
| 繰越利益剰余金 | 22,021 | 7,081 |
| 自己株式 | △ 240 | △ 240 |
| 評価・換算差額等 | 16,934 | 11,035 |
| その他有価証券評価差額金 | 17,040 | 10,806 |
| 繰延ヘッジ損益 | △ 105 | 229 |
| 純資産合計 | 129,577 | 108,739 |
| 負債及び純資産合計 | 429,166 | 420,837 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

招集
ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目 | 第191期 （平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで） | 第190期（ご参考） （平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで） |
|------------------------|--|---|
| 売上高 | 396,154 | 403,685 |
| 売上原価 | 366,940 | 374,998 |
| 売上総利益 | 29,214 | 28,687 |
| 販売費及び一般管理費 | 32,605 | 35,163 |
| 営業損失（△） | △ 3,391 | △ 6,476 |
| 営業外収益 | 24,200 | 15,000 |
| 受取利息及び配当金 | 23,499 | 14,529 |
| その他 | 700 | 470 |
| 営業外費用 | 2,781 | 3,574 |
| 支払利息 | 2,189 | 2,589 |
| その他 | 591 | 984 |
| 経常利益 | 18,027 | 4,949 |
| 特別利益 | 221 | 14,653 |
| 固定資産処分益 | 95 | 8,314 |
| 投資有価証券売却益 | 0 | 5,921 |
| 災害損失引当金戻入益 | 51 | — |
| 関係会社事業譲渡益 | 57 | — |
| その他 | 18 | 417 |
| 特別損失 | 4,601 | 25,134 |
| 固定資産処分損 | 349 | 832 |
| 関係会社株式評価損 | 106 | 1,582 |
| 減損損失 | 1,762 | 1,933 |
| 事業構造改革費用 | 862 | 907 |
| 米国反トラスト法違反罰課金 | — | 15,296 |
| カルテル関連費用 | 1,037 | 414 |
| その他 | 483 | 4,167 |
| 税引前当期純利益または税引前当期純損失（△） | 13,647 | △ 5,531 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △ 2,644 | △ 874 |
| 法人税等調整額 | 1,351 | 4,769 |
| 当期純利益または当期純損失（△） | 14,939 | △ 9,425 |

（注） 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

株主資本等変動計算書（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | |
|-------------------------|--------|----------|----------|---------|---------------------|---------|-------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 69,395 | 21,467 | — | 21,467 | 7,081 | 7,081 | △ 240 | 97,703 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 資本準備金の取崩額 | | △ 21,467 | 21,467 | — | | | | — |
| 当期純利益 | | | | | 14,939 | 14,939 | | 14,939 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △ 0 | △ 0 |
| 自己株式の処分 | | | △ 0 | △ 0 | | | 0 | 0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | △ 21,467 | 21,467 | △ 0 | 14,939 | 14,939 | 0 | 14,939 |
| 当期末残高 | 69,395 | — | 21,467 | 21,467 | 22,021 | 22,021 | △ 240 | 112,643 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|-------------|----------------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 10,806 | 229 | 11,035 | 108,739 |
| 当期変動額 | | | | |
| 資本準備金の取崩額 | | | | — |
| 当期純利益 | | | | 14,939 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 0 |
| 自己株式の処分 | | | | 0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 6,234 | △ 335 | 5,898 | 5,898 |
| 当期変動額合計 | 6,234 | △ 335 | 5,898 | 20,838 |
| 当期末残高 | 17,040 | △ 105 | 16,934 | 129,577 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

古河電気工業株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 秋山賢一 | ㊟ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴木聡 | ㊟ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 吉田哲也 | ㊟ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古河電気工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古河電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社の連結子会社である古河スカイ株式会社は、平成25年4月26日に、住友軽金属工業株式会社との間で合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

古河電気工業株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 秋山賢一 | ㊟ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴木聡 | ㊟ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 吉田哲也 | ㊟ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河電気工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第191期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第191期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、重点的監査項目の一つとして設定し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に関する内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は、過去に行なわれていた自動車部品や電力ケーブルのカルテルに関し、EU当局等の調査を受けてきておりますが、本年4月にカナダにおける自動車部品のカルテルについて5百万カナダドルの罰金を課せられました。また、昨年11月には、架空送電工事の取引について公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。当社グループでは、コンプライアンスはあらゆる事業活動の前提であるとの認識のもと、法令遵守、企業倫理のさらなる徹底を図るとともに、このような問題の発生を防止するための社内ルール、手続の制定・改善や、法令遵守教育の徹底、内部監査部門によるモニタリングの強化など再発防止策が実施されていることを確認しております。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月8日

古河電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 小川 博 正 ㊦

常勤監査役 伊藤 隆彦 ㊦

社外監査役 藤田 譲 ㊦

社外監査役 工藤 正 ㊦

社外監査役 頃安 健司 ㊦

以上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、株主の皆さまに安定的に配当することを基本としながら、長期的視野に立って今後の収益動向を見据えつつ、将来の事業展開も考慮のうえ、配当を行なうことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、財務体質をさらに強化するとともに、今後の成長に向けた設備投資や研究開発投資を行なっていく必要があることなど、諸般の事情を勘案し、次のとおり1株につき3円とさせていただきますと存じます。これにより、年間配当金は1株につき3円と前期に比し50銭の増額となります。

- (1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金3円 総額2,118,668,076円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年6月26日

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。なお、業務執行監督機能の強化を図るため、社外取締役1名を増員することとし、11名のうち3名は社外取締役候補者としております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1** よしだ まさお
吉田 政雄（昭和24年2月5日生）

■ 略歴、地位および担当

| | | | |
|----------|----------------|----------|---------|
| 昭和47年 4月 | 当社入社 | 平成24年 4月 | 当社取締役会長 |
| 平成14年 6月 | 当社取締役 | | 現在に至る |
| 平成15年 6月 | 当社執行役員常務 | | |
| 平成16年 6月 | 当社常務取締役兼執行役員常務 | | |
| 平成18年 6月 | 当社専務取締役兼執行役員専務 | | |
| 平成20年 6月 | 当社取締役社長、COO | | |
| 平成21年 6月 | 当社取締役社長 | | |

■ 所有する当社株式の数

普通株式 32,000株

候補者番号

2

しばた みつよし
柴田 光義

(昭和28年11月5日生)

■ 略歴、地位および担当

昭和52年 4月 当社入社
平成20年 6月 当社執行役員
平成21年 6月 当社執行役員常務
平成22年 6月 当社取締役兼執行役員常務
平成24年 4月 当社取締役社長
現在に至る

■ 所有する当社株式の数

普通株式 25,000株

候補者番号

3

ふじた すみたか
藤田 純孝

(昭和17年12月24日生)

社外取締役候補者

独立役員

■ 略歴、地位および担当

昭和40年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
平成 7年 6月 同社取締役
平成 9年 4月 同社常務取締役
平成11年 4月 同社専務取締役
平成13年 4月 同社取締役副社長
平成18年 4月 同社取締役副会長
平成20年 6月 同社相談役
同 年 同月 当社社外取締役
現在に至る
平成21年 6月 日本板硝子株式会社社外取締役
現在に至る
平成22年 4月 NKSJホールディングス株式会社社外取締役
現在に至る

平成23年 7月 伊藤忠商事株式会社理事
現在に至る
平成24年 4月 オリンパス株式会社社外取締役
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

伊藤忠商事株式会社理事、日本板硝子株式会社社外取締役、NKSJホールディングス株式会社社外取締役、オリンパス株式会社社外取締役

■ 所有する当社株式の数

普通株式 18,000株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

4

そうま のぶよし
相馬 信義

(昭和20年1月16日生)

社外取締役候補者

新任候補者

■ 略歴、地位および担当

昭和42年 4月 古河鋳業株式会社入社
(現 古河機械金属株式会社)
平成11年 6月 同社執行役員
平成16年 6月 同社常務執行役員
平成18年 6月 同社常務取締役
平成19年 6月 同社代表取締役社長
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

古河機械金属株式会社代表取締役社長

■ 所有する当社株式の数

0株

候補者番号

5

つかもと おさむ
塚本 修

(昭和28年6月11日生)

社外取締役候補者

新任候補者

■ 略歴、地位および担当

昭和52年 4月 通商産業省入省
(現 経済産業省)
平成15年 7月 大臣官房審議官
(地域経済産業グループ・
資源エネルギー庁担当)
平成16年 6月 製造産業局次長
平成18年 7月 大臣官房技術総括審議官
平成20年 7月 関東経済産業局長
平成21年 7月 経済産業省地域経済産業審議官
平成22年 7月 退官

同 年 10月 学校法人東京理科大学特命教授
現在に至る
同 年 同月 当社非常勤顧問
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

学校法人東京理科大学特命教授

■ 所有する当社株式の数

0株

候補者番号

6

さくら ひで お
櫻 日出雄

(昭和26年7月19日生)

■ 略歴、地位および担当

昭和50年 4月 当社入社
 平成16年 6月 当社執行役員、経理部長
 平成17年 6月 当社取締役兼執行役員、CFO兼経理部長
 平成18年 6月 当社常務取締役兼執行役員常務、CFO
 同 年 8月 当社常務取締役兼執行役員常務、
 CFO兼J-SOX対応プロジェクトチーム長
 平成20年 6月 当社取締役兼執行役員常務、
 CFO兼J-SOX対応プロジェクトチーム長
 同 年 12月 当社取締役兼執行役員常務、CFO
 平成23年 4月 当社取締役兼執行役員専務、CFO

平成25年 4月 当社取締役兼執行役員専務、
 財務・調達本部長
 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

古河スカイ株式会社社外監査役

■ 所有する当社株式の数

普通株式 10,000株

候補者番号

7

さとう てつや
佐藤 哲哉

(昭和27年12月4日生)

■ 略歴、地位および担当

昭和50年 4月 通商産業省入省
 (現 経済産業省)
 平成13年 1月 原子力安全・保安院審議官 (産業保安担当)
 平成14年 7月 大臣官房審議官 (基準認証担当)
 平成16年 6月 退官
 同 年 7月 商工組合中央金庫理事
 (現 株式会社商工組合中央金庫)
 平成18年 7月 同理事退任
 同 年 8月 当社執行役員、輸出管理室長
 平成19年 2月 当社執行役員、CSRO兼CSR推進本部長兼
 同本部輸出管理室長

同 年 6月 当社取締役兼執行役員、CSRO兼
 CSR推進本部長兼同本部輸出管理室長

平成21年 6月 当社取締役兼執行役員常務、CSRO兼
 CSR推進本部長兼同本部輸出管理室長

平成24年 4月 当社取締役兼執行役員常務、CSO

平成25年 4月 当社取締役兼執行役員常務、戦略本部長兼
 同本部スマートグリッド推進室長
 現在に至る

■ 所有する当社株式の数

普通株式 16,000株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

8

おおたけ ひろゆき

大竹 博幸

(昭和25年2月14日生)

新任候補者

■ 略歴、地位および担当

昭和49年 4月 当社入社
平成14年 6月 当社裸線事業部主査
平成16年 4月 当社エネルギー・産業機材カンパニー
導電材事業部主査
同 年 6月 蘇州古河電力光纜有限公司総経理
平成20年 3月 同社董事長兼総経理
平成22年 6月 当社執行役員、社長付 (海外事業推進担当)
同 年 8月 当社執行役員、副CMO
平成23年 4月 当社執行役員常務、CMO

平成25年 4月 当社執行役員常務、
環境・インフラ系事業部門管掌兼
グローバル事業推進室長
現在に至る

■ 所有する当社株式の数

普通株式 10,000株

候補者番号

9

うえやま みちお

上山 倫生

(昭和25年9月15日生)

■ 略歴、地位および担当

昭和49年 4月 当社入社
平成20年 6月 当社執行役員、
エネルギー・産業機材カンパニー
産業機材事業部AT製品部長
平成22年 6月 当社執行役員、
エネルギー・産業機材カンパニー
産業機材事業部長
平成23年 4月 当社執行役員常務、
エネルギー・産業機材カンパニー長兼
同カンパニー産業機材事業部長
平成24年 6月 当社取締役兼執行役員常務、
エネルギー・産業機材カンパニー長兼
同カンパニー産業機材事業部長

平成25年 4月 当社取締役兼執行役員常務、
電装・エレクトロニクス系事業部門管掌
現在に至る

■ 所有する当社株式の数

普通株式 37,000株

候補者番号

10

やすなが てつろう
安永 哲郎

(昭和29年9月20日生)

新任候補者

■ 略歴、地位および担当

| | | | |
|----------|--|----------|------------------------------|
| 昭和53年 4月 | 当社入社 | 平成24年 4月 | 当社執行役員常務、金属カンパニー長 |
| 平成13年 6月 | 当社営業本部情報通信営業部長 | 平成25年 4月 | 当社執行役員常務、 セールス・マーケティング部門長 |
| 平成16年 4月 | 当社情報通信カンパニー通信営業部長 | | 現在に至る |
| 平成17年 6月 | 当社情報通信カンパニー営業統括兼 同カンパニー通信営業部長 | | |
| 平成19年 4月 | 当社中部支社長 | | |
| 平成20年 6月 | 当社執行役員、中部支社長 | | |
| 平成22年 6月 | 当社執行役員、 金属カンパニー副カンパニー長 | | |
| 平成23年 3月 | 当社執行役員、 金属カンパニー副カンパニー長兼 同カンパニー銅箔事業部長 | | |

■ 所有する当社株式の数

普通株式 5,000株

候補者番号

11

あまの のぞむ
天野 望

(昭和31年7月15日生)

■ 略歴、地位および担当

| | | | |
|----------|--|----------|------------------------------------|
| 昭和55年 4月 | 当社入社 | 平成25年 4月 | 当社取締役兼執行役員、 総務・CSR本部長兼同本部輸出管理室長 |
| 平成16年 6月 | 当社法務部長 | | 現在に至る |
| 平成20年 6月 | 当社人事総務部長 | | |
| 平成21年 3月 | 当社人事総務部長兼経営研究所長 | | |
| 平成22年 6月 | 当社取締役兼執行役員、CSO | | |
| 平成24年 4月 | 当社取締役兼執行役員、CSRO兼 CSR推進本部長兼同本部輸出管理室長 | | |

■ 所有する当社株式の数

普通株式 16,000株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

(注) 1. 相馬信義氏は、現在古河機械金属株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間で下記2. に記載の取引関係があります。また、同氏は本年6月27日開催予定の同社定時株主総会および同株主総会終了後の同社取締役会の決議により、同社代表取締役会長に就任する予定です。

2. 社外取締役候補者に関する事項

①藤田純孝氏、相馬信義氏および塚本修氏は、社外取締役候補者です。

②社外取締役候補者とした理由等は、以下のとおりです。

- ・藤田純孝氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。また、同氏については、東京証券取引所が定める独立役員の届出を行っております。

同氏は、直近事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)において、当該年度中に開催された取締役会20回のうち19回出席し、商社の経営者としての豊富な知識・経験および他社の社外役員としての幅広い見識等に基づき、個々の設備投資および事業再編案件での質問に加え、組織改正、財務会計、中期経営計画策定等の議案につき、その方針を質し、判断軸の提示やグローバル・グループ経営の視点での提言を行なったほか、当社のコーポレートガバナンスのあり方についても、取締役会や同氏が委員を務める当社報酬委員会で意見を述べる等、当社の適正な業務執行監督に寄与してきました。当社と、同氏が理事を務める伊藤忠商事株式会社との間には、同社を代理店として当社のアルミニウム製品等を海外顧客に販売する取引がありますが、同取引における同社向け売上高は、約7億円(当期の当社売上高全体の0.2%未満)であり当社の事業運営に関する経営判断に影響を及ぼすおそれがなく、かつ株主の皆さまとの間に利益相反が生じるおそれがないことから、独立取締役としての貢献を期待して、引き続き社外取締役に選任をお願いするものです。

- ・相馬信義氏は、非鉄金属メーカーの経営者としての豊富な知識・経験から、特にグローバル経営の視点で当社グループの経営に対する適切な提言を行なっていたことを通じて当社取締役会への貢献が期待できることから、社外取締役に選任をお願いするものです。なお、当社と、同氏が代表取締役を務める古河機械金属株式会社との間には下記【事実の概要】に記載の関係がありますが、株主の皆さまとの間に利益相反が生じるおそれはなく、取締役会の監督機能を確保するうえでも適任であると判断しております。

事実の概要：当社発行済株式の3.42%(退職給付信託として信託設定した株式を含む)を古河機械金属株式会社が保有、同社発行済株式の2.17%を当社が保有、同社保有の賃貸物件を当社が賃借(当期の支払額は約6千万円)など

- ・塚本修氏は、長年経済産業省に在籍し、行政分野における豊富な経験と高い識見から、当社グループの経営に対する適切な提言を行なっていたことを通じて当社取締役会への貢献が期待できることから、社外取締役に選任をお願いするものです。同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、特に産業政策等の分野で豊富な経験と十分な知見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、当社は、平成22年10月より同氏と顧問契約を締結し、同氏から当社グループの事業分野に関する専門的な助言を受けておりますが、顧問料の額は僅少です。また、同氏が社外取締役に就任後も引き続き、社外取締役としての報酬のほかに、同氏の専門領域に関する助言に対価を支払いますが、その額は僅少であり、株主の皆さまとの間に利益相反が生じるおそれはなく、同氏が社外取締役として取締役会の監督機能を果たすうえで、特段の支障はないと判断しております。

③当社社外取締役在任中における不当な業務執行が行なわれた事実等については、以下のとおりです。

- ・当社は、「第191期事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおり、自動車部品等に係るカルテルの件など、一連の処分や調査を受けております。藤田純孝氏は、これら事実の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃より取締役会等において、コンプライアンス体制整備に関する発言など、法令遵守の視点に立った発言を行なっており

ます。また、これら事実の判明後、当該事実および対応方針が報告、審議された当社取締役会において、コンプライアンス問題の重大性および再発防止の観点から、引き続きグループ全体で再発防止の取組みに努めるよう求めるなど、具体的な提言をしております。

④過去5年間における他の株式会社の役員在任中に不当な業務執行が行なわれた事実等については、以下のとおりです。

- ・藤田純孝氏は、平成7年6月から平成20年6月までの間、伊藤忠商事株式会社の取締役に就任しておりましたが、同社は、平成20年10月に、機械カンパニー産機ソリューション部門 建機・海外プロジェクト部の営業課において、同社が外国に所在する事業者から仕入れた重機械および資機材等をモンゴル国所在の本商品の使用者に対して販売する三国間貿易取引における、物流を伴わない実質的な金融支援取引が数年間継続的に実施されており、当該取引が販売取引として会計処理されていたことが判明しました。また、同氏は、平成20年6月から平成22年3月までの間、日本興亜損害保険株式会社の社外監査役に就任しておりましたが、同社は、平成21年10月に、不十分・不適切な対応により保険金支払が遅延している事例が確認されたとして、金融庁より保険業法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、これらの事実に関与しておらず、また日頃から取締役会等において、コンプライアンス・内部統制の強化等、多岐にわたる有益な発言を行ない、上記事実の実態説明および再発防止に注力しました。
- ・相馬信義氏は、平成18年6月から、古河機械金属株式会社の取締役に就任しておりますが、同社は、平成20年4月に東京都下水道局発注のポンプ設備工事に関して、公正取引委員会より入札談合があったとして審決を受けました。同氏は、日頃からコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置付け、これを推進するとともに、コンプライアンス意識の徹底を図っておりました。上記事実の判明後は、これらの事実を厳粛に受け止め、独占禁止法遵守に関するあらゆる面の整備・強化について、経営の喫緊の重要課題として取り組みました。

⑤責任限定契約の締結内容の概要等

当社は、社外取締役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めており、これにより、藤田純孝氏は、社外取締役として、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏が再任され就任した場合には、当該契約の効力は継続いたします。また、相馬信義氏および塚本修氏につきましては、社外取締役に就任した場合に、社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。

⑥その他社外取締役候補者に関する事項

- ・社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間において当該業務執行者であった事実はありません。
- ・社外取締役候補者は、役員報酬を除き、いずれも過去2年間において当社または当社の特定関係事業者から、多額の金銭その他の財産を受けていた事実はなく、また今後も受ける予定はありません。
- ・社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等に該当する事実はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役工藤正氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

く どう 工 藤 正 (昭和18年7月9日生)

社外監査役候補者 独立役員

■ 略歴、当社における地位

| | |
|----------|---|
| 昭和42年 4月 | 株式会社第一銀行入行 |
| 平成 7年 6月 | 株式会社第一勧業銀行取締役 (旧 株式会社第一銀行、現 株式会社みずほ銀行) |
| 平成 9年 5月 | 同行常務取締役 |
| 平成10年 5月 | 同行専務取締役 |
| 平成11年 4月 | 同行取締役副頭取 |
| 平成14年 1月 | 同行取締役副頭取兼 株式会社みずほホールディングス取締役 |
| 同 年 4月 | 株式会社みずほ銀行取締役頭取兼 株式会社みずほホールディングス取締役 |
| 平成15年 1月 | 株式会社みずほ銀行取締役頭取兼 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役兼 株式会社みずほホールディングス取締役 |
| 平成16年 3月 | 株式会社みずほ銀行取締役頭取退任 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役退任 株式会社みずほホールディングス取締役退任 |

| | |
|----------|--------------------------|
| 同 年 4月 | 株式会社みずほ銀行理事 |
| 平成17年 6月 | 当社社外監査役 現在に至る |
| 平成20年 7月 | 朝日生命保険相互会社社外取締役 現在に至る |
| 平成21年 3月 | 株式会社みずほ銀行理事退任 |
| 同 年 4月 | 中央不動産株式会社特別顧問 現在に至る |

■ 重要な兼職の状況

朝日生命保険相互会社社外取締役、中央不動産株式会社特別顧問

■ 所有する当社株式の数

0株

(注) 社外監査役候補者に関する事項

①工藤正氏は、社外監査役候補者です。

②社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりです。

- ・工藤正氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。また、同氏については、東京証券取引所が定める独立役員の届出を行なっております。

同氏は、直近事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)において、当該年度中に開催された取締役会20回のうち18回および監査役会9回すべてに出席し、金融機関の経営者を務め、また他社の社外役員としての幅広い経験や

知見から、取締役会および監査役会において、事業における適切な評価軸を財務会計的観点から提示しているほか、グループ会社管理を中心に内部統制体制の強化を求める等、当社における適正な監査に寄与してきました。当社と、同氏が平成16年3月まで取締役頭取を務めていた株式会社みずほ銀行との間には下記【事実の概要】に記載の関係がありますが、上述の豊富な経験・知見に基づき、当社グループの経営の適法性及び効率性に関して適切なご意見を期待できることから、引き続き社外監査役に選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に株式会社みずほ銀行のほか、株式会社みずほフィナンシャルグループなどの業務執行取締役を務めておりましたが、これらの会社の取締役を退任してから既に9年以上経過しており、また、同社の子会社で当社の主要な借入先である株式会社みずほコーポレート銀行と同氏との間に特別な関係はないことから、株主の皆さまとの間に利益相反が生じるおそれがなく、当社の監査役職務を遂行する独立役員として適任であると判断しております。

事実の概要：輸出取引にかかる信用状付荷為替手形買取取引（当期の取引額は2億円未満）、当社従業員への給与等の支払委託にかかる同行への委託料支払（当期の支払額は5千万円未満）など

③当社社外監査役在任中における不正な業務執行が行なわれた事実等については、以下のとおりです。

- ・工藤正氏は、平成17年6月に当社の社外監査役に就任し、現在に至っておりますが、当社は、平成20年8月に、当社グループ内の自主総点検により銅・銅合金の板・管製品の一部に関しJIS規格と異なる試験により品質性能値を算出していたことが判明し、JISマーク認証の取消処分を受けました（平成21年4月に認証再取得）。また、当社は、独占禁止法などの競争法関連において、平成21年3月に架橋高発泡ポリエチレンシート製品に関して、平成22年5月に光ファイバケーブル製品に関して、独占禁止法に違反したとして公正取引委員会より排除措置命令等を受けたほか、「第191期事業報告 1.企業集団の現況に関する事項」に記載のとおり、自動車部品等に係るカルテルの件など、一連の処分や調査を受けております。同氏は、上記の事実の判明時までこれらの行為を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言を行ない、注意喚起しておりました。これら事実の判明後、当該事実および対応方針が報告、審議された当社取締役会等において、コンプライアンス問題の重要性および再発防止の観点から、引き続きグループ全体で再発防止の取組みに努めるよう求めるなど、具体的な提言をしております。

④過去5年間における他の株式会社役員の役員在任中に不正な業務執行が行なわれた事実等については、以下のとおりです。

- ・工藤正氏は、平成17年6月から平成21年6月までの間、伊藤忠商事株式会社の社外監査役に就任しておりましたが、同社は、平成20年10月に、機械カンパニー産機ソリューション部門 建機・海外プロジェクト部の営業課において、同社が外国に所在する事業者から仕入れた重機械および資機材等をモンゴル国所在の本商品の使用者に対して販売する三国間貿易取引における、物流を伴わない実質的な金融支援取引が数年間継続的に実施されており、当該取引が販売取引として会計処理されていたことが判明しました。

同氏は、問題の判明まで当該事実があったことを認識しておりませんでした。日頃から当社取締役会等においてコンプライアンス・内部統制の観点から提言を行なっておりました。当該事実の判明後は、同氏は、当該事実に関する調査結果を踏まえた再発防止策の重要性について意見表明を行なうなど、その職責を果たしております。

⑤責任限定契約の締結内容の概要

当社は、社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めており、これにより、工藤正氏は、社外監査役として、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。同氏が再任され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。

⑥その他社外監査役候補者に関する事項

- ・当社または当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間において当該業務執行者であった事実はありません。
- ・役員報酬を除き、過去2年間において当社または当社の特定関係事業者から、多額の金銭その他の財産を受けていた事実はなく、また今後も受ける予定はありません。
- ・当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等に該当する事実はありません。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成22年6月29日開催の当社第188回定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為への対応策（以下、「現プラン」といいます。）を導入し、その有効期間は、本総会終結の時までとなっております。当社では、現プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、現プランの更新の是非を含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。その結果、平成25年4月11日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆さまのご承認を条件に更新（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定いたしました。

本プランへの更新にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームについて変更はございません。

つきましては、本プランへの更新につき、株主の皆さまのご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付等が行なわれた場合でも、その大規模な買付等の目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えたものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆さまに株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆さまが株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの等、買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもありえます。

そこで、当社は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行なわれた場合に、株主の皆さまが適切にご判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行なわれることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、事業報告に記載しております会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、現プランの一部につき語句の修正・整理等を行ない、本プランとして更新することといたしました。

2. 提案の内容

(1) 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以

上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行なう者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行なわれるものを含みます。）を行なう者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

をいいます。
各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

(2) 第三者委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、現プランと同様に第三者委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、第三者委員会を設置しております。第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している社外監査役および社外有識者（注）の中から選任します。現在の第三者委員会委員である社外監査役の工藤 正氏および社外有識者の松尾 邦弘氏に加え、社外有識者である釜 和明氏が新たに就任予定です。（略歴につきましては、別紙2をご参照願います。）

第三者委員会は大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、対抗措置の発動・不発動の判断、いったん発動した対抗措置の停止等の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。第三者委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、第三者委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、第三者委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家）の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

(3) 大規模買付ルールの概要

1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行なおうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が大規模買付者から意向表明書を受理した場合は、速やかにその旨を公表し、必要に応じてその内容についても公表します。

2) 大規模買付者による必要情報の提供

当社は、上記1)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の皆さまのご判断および当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、本必要情報のリストに従い、本必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆さまのご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為の対価の価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

④大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

⑤当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補(当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、当社および当社グループの経営方針、財務計画、事業計画、資本政策および配当政策等

⑥当社および当社グループの経営に参画した後に予定している当社の顧客、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、当初提供していただいた情報を精査した結果、当該情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上で、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報が大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表することとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくとも、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに、後記3)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、第三者委員会に提出するとともに、株主の皆さまのご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

3) 当社取締役会による評価期間等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家)の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、第三者委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

(4) 大規模買付行為が実施された場合の対応

1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、善管注意義務に基づき、例外的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行なっている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行なう目的で当社株式の買収を行なっている場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社または当社グループの資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行なっている場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行なっている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を行なうことをいいます。）等の、株主の皆さまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記（3）

3) の取締役会評価期間内に勧告を行なうものとします。当社取締役会は、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動または不発動について判断を行なうものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行なう場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記1) で述べた対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、第三者委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。

3) 対抗措置発動の停止等について

上記1) または2) において、当社取締役会において具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行なった場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、第三者委員会の助言、意見または勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行なうことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行なう場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または、無償割当が行なわれた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行なうなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、第三者委員会の勧告を受けた上で、効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、または新株予約権無償割当後において行使期間開始日の前日までの間は、当該新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行なうことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行なう場合は、第三者委員会が必要と認める事項とともに、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

(5) 株主および投資家の皆さまに与える影響等

1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆さまに与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主

および投資家の皆さまが適切な投資判断を行なううえでの前提となるものであり、株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記（4）において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆さまに与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記（4）に記載した対抗措置を講じることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることが決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従って、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆さまが、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当を行なう場合は、当社が当該新株予約権の取得の手続きを取ることにより、大規模買付者等以外の株主の皆さまは、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。但し、当社が新株予約権を取得する日までに、大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただけない株主の皆さま（当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限りです。）に関しましては、他の株主の皆さまが当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。また、第三者委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆さまは新株予約権を失います。）を行なう場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行なった株主または投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不測の損害が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

3) 対抗措置発動に伴って株主の皆さまに必要な手続き

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行なう場合は、株主の皆さまは引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合

当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆さまに対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に対抗措置を行なうことになった際に、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に基づき別途開示いたします。

(6) 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本総会での承認により同日から発効することとし、有効期限は、平成28年6月開催予定の定時株主総会の終結時とします。

本プランは、本総会により更新が承認され発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合、②株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行ない、株主総会の承認を得て本プランの変更を行なうことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて更新、変更、廃止等の決定を行なった場合には、その内容につきまして速やかに公表します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行なわれ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行なうのが適切である場合等、株主の皆さまに不利益を与えない場合等には、必要に応じて第三者委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

以上

第三者委員会規程の概要

- ・ 第三者委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している社外監査役および社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 第三者委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、第三者委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうこととする。
- ・ 第三者委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 第三者委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。

以 上

第三者委員会の委員略歴

本プラン更新後の第三者委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

工藤 正 (くどう ただし)

| | |
|----------|---|
| 昭和42年 4月 | 株式会社第一銀行入行 |
| 平成 7年 6月 | 株式会社第一勧業銀行取締役 |
| 平成 9年 5月 | 同行常務取締役 |
| 平成10年 5月 | 同行専務取締役 |
| 平成11年 4月 | 同行取締役副頭取 |
| 平成14年 1月 | 同行取締役副頭取兼株式会社みずほホールディングス取締役 |
| 同 年 4月 | 株式会社みずほ銀行取締役頭取兼株式会社みずほホールディングス取締役 |
| 平成15年 1月 | 株式会社みずほ銀行取締役頭取兼株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役 兼株式会社みずほホールディングス取締役 |
| 平成16年 3月 | 株式会社みずほ銀行取締役頭取退任 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役退任 株式会社みずほホールディングス取締役退任 |
| 同 年 4月 | 株式会社みずほ銀行理事 |
| 平成17年 6月 | 当社社外監査役 (現在に至る) |
| 平成21年 3月 | 株式会社みずほ銀行理事退任 |
| 同 年 4月 | 中央不動産株式会社特別顧問 (現在に至る) |

松尾 邦弘 (まつお くにひろ)

| | |
|----------|---------------|
| 昭和43年 4月 | 東京地方検察庁検事 |
| 平成 8年 1月 | 松山地方検察庁検事正 |
| 同 年12月 | 東京地方検察庁次席検事 |
| 平成10年 4月 | 最高検察庁検事 |
| 同 年 6月 | 法務省刑事局長 |
| 平成11年12月 | 法務事務次官 |
| 平成14年 1月 | 最高検察庁次長検事 |
| 平成15年 9月 | 東京高等検察庁検事長 |
| 平成16年 6月 | 検事総長 |
| 平成18年 6月 | 同辞職 |
| 同 年 9月 | 弁護士登録 (現在に至る) |

釜 和明 (かま かずあき)

| | |
|----------|-----------------------------|
| 昭和46年 7月 | 石川島播磨重工業株式会社 (現 株式会社IHI) 入社 |
| 平成16年 6月 | 同社執行役員財務部長 |
| 平成17年 4月 | 同社常務執行役員財務部長 |
| 同 年 6月 | 同社取締役常務執行役員財務部長 |
| 平成19年 4月 | 同社代表取締役社長兼最高経営執行責任者 |
| 平成24年 4月 | 同社代表取締役会長 (現在に至る) |

上記の各委員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、社外監査役工藤正氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届出ております。

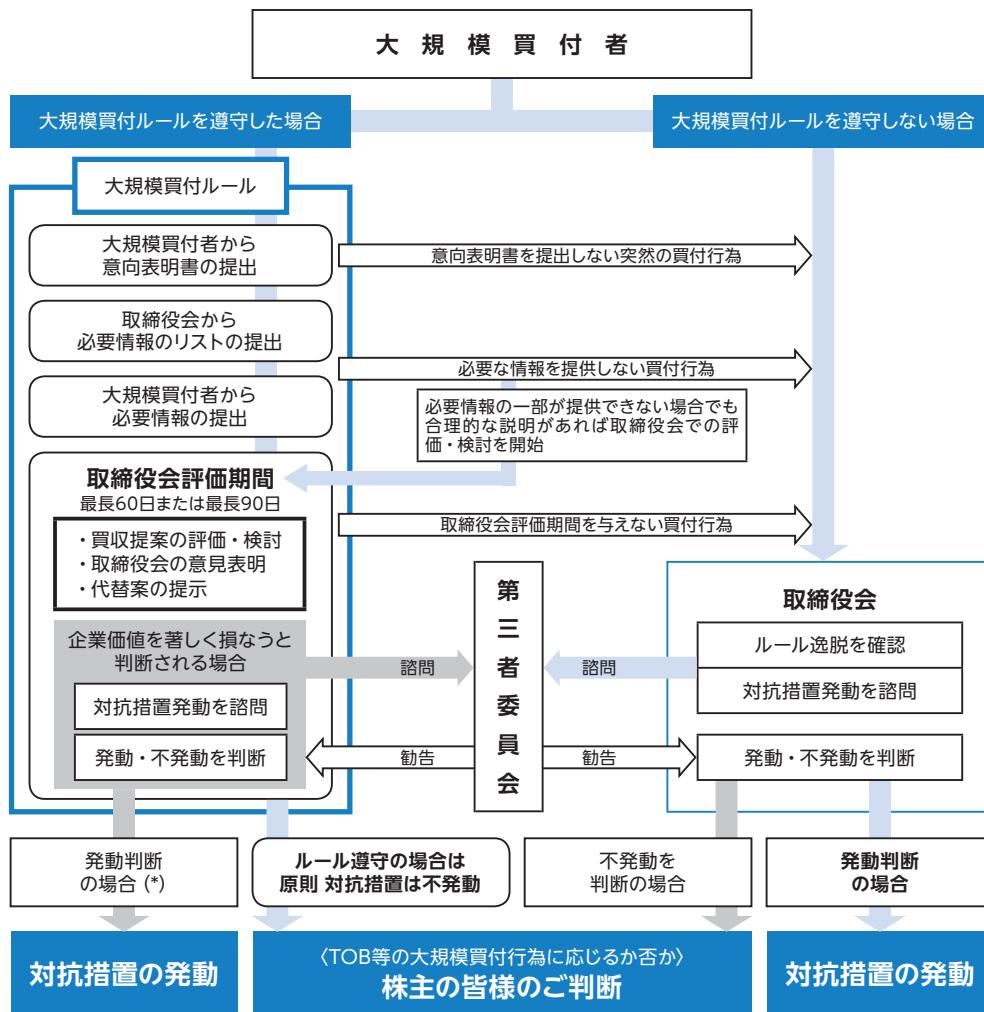
以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、所要の調整を行なうものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行なうことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

本プランの概要 (大規模買付行為開始時のフローチャート)



(*) 例外的に対抗措置を発動する場合：
グリーンメーラーである場合、集土化経営・資産流用・一時的髙配当を目的とする場合等に該当し、その結果として、会社に回復しがたい損害をもたらすなど、企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限定

(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご参照ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

I. インターネットによる議決権の行使について

1. 行使に際してご承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合、次の事項をご承ください。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定するインターネットウェブサイト（議決権行使サイト、後記URLをご参照ください）をご利用いただくことによるのみ可能です。また、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に於いてのみ有効です。総会毎に、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- (3) 議決権行使書用紙とインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効な行使としてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権行使をされた場合、最後の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法について

- (1) インターネットウェブサイト（議決権行使サイト、<http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしてください。ただし、午前3～5時はアクセスすることができません。
- (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コードおよびパスワードは、同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- (3) 画面の案内に従い、平成25年6月24日（月曜日）午後5時までに、議案の賛否の登録等を行ってください。

3. ご利用環境について

- (1) パソコン：Windows機種（携帯電話、PDAおよびゲーム機には対応していません）
- (2) ブラウザ：Microsoft Internet Explorer5.5以上
- (3) インターネット環境：プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境
- (4) 画面解像度：1024×768ピクセル以上をご推奨いたします。

4. セキュリティについて

本インターネットによる議決権行使におきましては、情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しております。

なお、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものですので、他人に絶対知られないようご注意ください。また、当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

II. (機関投資家向け) 議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、(株)東京証券取引所等により設立された(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

【お問い合わせ先】

1. インターネットによる議決権行使に関する専用お問い合わせ先（パソコンの操作方法等）
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 **0120-768-524**（フリーダイヤル）（受付時間：土日祝日を除く午前9時～午後9時）
2. 上記1以外の株式事務に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 **0120-288-324**（フリーダイヤル）（受付時間：土日祝日を除く午前9時～午後5時）

ご参考 グループ・グローバルロゴマークを新設

当社はグループ・グローバルロゴマークを新設し、2013年4月1日より使用を開始しました。グローバル市場にFURUKAWAブランドの存在感をアピールしていくとともに、国内外のグループ会社で、このロゴマークを共有しグループの一体感を醸成させ、より一層のグループ・グローバル経営を推進してまいります。



デザインコンセプト

このロゴマークは、明治10（1877）年に古河グループ創業者の古河市兵衛が定めた （ヤマイチマーク）^{（注）}に由来し、「伝統、日本」のイメージを世界に向けて発信するとともに、当社名のフォントをよりスマートなデザインに変え、「技術革新の伝統を継ぎながら、時代の求めに柔軟に応じて世界で貢献する」という社会との約束を表現しています。

（注） （ヤマイチマーク）は、古河市兵衛が長年営んできた生糸業を廃し、鉱山業に専念することを決意した時に作られたマークであり、当社は （ヤマイチマーク）を昭和4（1929）年に商標登録しています。

株主総会会場略図

会場

東京都港区芝公園三丁目3番1号

東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール 電話 (03) 3432-1111



交通

| | | |
|-------|-----------|-------------------|
| JR | 山手線・京浜東北線 | 浜松町駅（北口）から徒歩約10分 |
| | 都営地下鉄三田線 | 御成門駅（A1出口）から徒歩約1分 |
| 都営地下鉄 | 都営地下鉄浅草線 | 大門駅（A6出口）から徒歩約7分 |
| | 都営地下鉄大江戸線 | |

▶お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

古河電気工業株式会社

UD
FONT

見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。



環境に配慮した植物
油インキを使用してい
ます。